

国立大学法人佐賀大学
教養教育運営機構

自己点検・評価書

平成22年12月

目 次

1	目的及び概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	教育研究組織	・ ・ ・ ・ ・ 6
3	教員及び教育支援者	・ ・ ・ ・ ・ 13
4	教育内容及び方法	・ ・ ・ ・ ・ 26
5	教育の成果	・ ・ ・ ・ ・ 45
6	学生支援等	・ ・ ・ ・ ・ 55
7	施設・設備	・ ・ ・ ・ ・ 64
8	教育の質の向上及び改善のためのシステム	・ ・ ・ ・ ・ 71
9	管理運営	・ ・ ・ ・ ・ 82
10	社会貢献	・ ・ ・ ・ ・ 102

状況と分析

1 目的及び概要

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

[トップ](#)

【観点に係る状況】

本学における教養教育は、佐賀大学学則第2条「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」の規定に基づき、教養教育運営機構規則第2条に「教養教育運営機構は、本学の教養教育実施機関として、本学の目的、使命に則り、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施する」と定めている。

平成20年度には、佐賀大学における特別の課程の編成等に関する規程が制定されたことにより、本学の学生以外の者を対象とした「デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を実施している。

また、教養教育の科目は、大学入門科目、主題科目及び共通基礎教育科目に区分されている。さらに、学則を改正し、平成20年度から学部間で共通する専門教育を体系的に編成して実施できるよう「共通専門教育科目」を導入し、教養教育運営機構がその実施組織となった。平成21年度は、共通専門教育科目として「デジタル表現技術教育プログラム」、「障がい者就労支援教育プログラム」を実施した。主題科目は、いずれかの主題についてまとまった知識と課題発見・解決能力の修得を目指す科目群で、分野別主題科目と共通主題科目に区分され、前者は「文化と芸術」「思想と歴史」「現代社会の構造」「人間環境と健康」「数理と自然」「科学技術と生産」の6つ、後者は「地域と文明」の1つの主題分野から構成されている。共通基礎科目は、外国語、健康・スポーツ、情報処理の各科目に区分されている。

なお、各科目及び分野の教育目的は、資料1-1-①-1に示す通りである。

資料 1-1-①-1 教養教育科目分野の目的

分野		目的
大学入門科目		<p>新入生に対して少人数で行われるセミナーで、大学で学ぶ学問の意義やその方法、また、教員との人間的なふれあいを通じ、大学生生活の諸問題について学ぶ。この科目については、学部・学科等毎に授業が実施されている。</p>
主題科目	文化と芸術	<p>人間の表現能力とかかわる文化的活動の様々な姿を解明することを目的とする。人類の文化的所産を「語る、書く、作る、演ずる、願う、描く」などの表現活動の面からみる。</p>
	思想と歴史	<p>世界各地の思想と歴史の特質を知り、これら各地域の異文化交渉の歴史を認識することを目的とする。過去の思想と歴史の理解から、未来への展望を開く。</p>
	現代社会の構造	<p>現代社会は、国内外を問わず、民族あるいは経済的利害の対立が強まり、混迷を増すばかりである。これらの原因を政治・経済の側面から考察していく。</p>
	人間環境と健康	<p>ここでは、対象を人そのものに置く。身体や心が変化する過程、教育の過程、これらの過程に及ぼす環境の役割などを論ずる。自己の生活、他人の生活と人格の尊重など、生きていく上で身につけねばならないものを論ずる。</p>
	数理と自然	<p>我々を取り巻く自然の中に生起する様々な現象の背後にある法則性と教理を解明する。自然の変化と歴史、複雑な現象の中にある原因と結果、その数理的構造などがどの様に認識されてきたのかを論ずる。</p>
	科学技術と生産	<p>現代のハイテク技術やバイオテクノロジーの発展、科学と技術の関係や発展の歴史、農業生産と環境問題等、これから社会に巣立つ学生にとって重要な情報を講義する。</p>
共通主題科目	地域と文明	<p>佐賀の歴史、文化、教育、地理、自然、科学、産業など地域に関する身近な諸課題について、具体的に学び経験することを通して、問題発見力と問題解決力を養う。</p>
共通基礎科目	外国語科目	<p>外国語として英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語及び日本語（留学生向け）が開講されている。読む、書く、聞く、話すの4技能の向上を図りながら、国際社会で生きていく上で、異文化と出会い、異文化に対する偏見のない態度と世界に対する広く複眼的な視野を身につけることを目的としている。</p>
	健康・スポーツ科目	<p>身体運動を通しての教育という独自の立場から、理論と実践の総合的な学習を通して、身体運動による健康への応用と生涯スポーツへの志向を目指している。</p>
	情報処理科目	<p>情報化社会に対応できる能力や各種情報機器を使うための能力を養う科目である。情報に関する概念を学び、情報システムに慣れることを目的としている。</p>
共通専門教育科目	デジタル表現技術教育科目	<p>デジタル表現スキルを身につけることを目的とし、本格的な映像編集や3DCG作成ができる専用ソフトを備えた高機能のパソコン（OS：Macintosh）を使い、Webや映像、CG、音響作品を制作する。</p>
	障がい者就労支援教育科目	<p>障がい者のキャリアアップやQOLの向上を支援するコーディネーターの養成を目的として、次代を担う学生へ就労支援の理念や効果を教授し、共生社会構築の原動力となる人材の育成を行う。</p>

(出典 佐賀大学教養教育運営機構「教養教育科目の概要」より作成 <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student5.html#11>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、大学設置基準第12条第2項「大学は学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」に則った教養教育の目標を定めている。このことから、大学一般に求められる目的から外れることなく、教養教育の目的を明確にしていると判断できる。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

教養教育運営機構の目標等については、入学式後に全学生を対象として教養教育運営機構長が教養教育の目的について説明を行うとともに、「佐賀大学と佐賀県高等学校長との連絡会」（年1回）を開催し、高校長に教養教育の目的を説明している。また、教養教育運営機構ホームページにおいても教養教育の目的を掲載し（資料1-2-①-1）、教職員及び学生への周知を図り、社会に広く公表している。また、学生に対しては『教養教育科目の授業概要』の「教養教育科目の履修手引」（1-5頁）に教養教育の目的を掲載し、全学生に配布している。

資料1-2-①-1 教養教育運営機構の各分野の目的例

◆第1主題分野「地域と文明」

この科目は、地域に関わる身近な諸課題について具体的に学び経験することを通して、問題発見力と問題解決を養うことが目的で、二つの副主題の下に授業が展開される。副主題「地域とくらし」では、「九州北部に位置する佐賀の自然的・社会的環境の中で営まれる人々のくらし」について、副主題「佐賀の文化」では、「佐賀の風土が育んできた文化・芸術・教育・科学・産業等の多様性とその意義」について考察する。

▲ページのトップへ

◆「外国語科目」

今日の国際化社会を生きていく上で、外国語の修得は必要不可欠である。外国語学習はただ単にコミュニケーション能力を高めるだけに留まらない。どの言語にも背後にその言語を成立させている固有の文化があることを知るにより、異文化に対する広く深い理解が得られ、併せて自国の文化を見直す上で大いに役立つ複眼的見方も身に付くのである。こうした考えのもと、本学では学生の多様なニーズに応えるため、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の5科目と、外国人留学生のための日本語が開講されている。

▲ページのトップへ

◆「健康・スポーツ科目」

健康・スポーツ科目は、体育科学・医学・福祉等の研究成果を踏まえた大学教育の一環として、身体の教育、健康の教育あるいは身体運動やスポーツを通しての教育というその独自のな立場から、健全なライフスタイルやQOLの向上のために体力や健康の保持・増進あるいは生涯スポーツへの志向を目指している。その教育目的に応じて、健康科学講義、スポーツ科学講義、健康科学演習、スポーツ科学演習及びスポーツ実習等多様なプログラムが準備され、理論と実践の総合的な学習が意図されている。

（出典 佐賀大学教養教育運営機構「教養教育科目の概要」<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student5.html#11>）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、冊子（『教養教育科目の授業概要』の「教養教育科目の履修手引」）に目的を掲載し、学生に配布するとともに、ホームページに目的を掲載することにより、社会に広く公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

規則等に定める大学の目的に沿って、教養教育運営機構または第1部会から第10部会までの部会ごとに教育の目的を明文化し、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合している。

【改善を要する点】

教育の目的を周知しているが、周知した内容が大学の構成員から十分に理解されているとは言い難い。なお、平成20年度には、ホームページを更新するとともに、広報委員会が教養教育の広報に関するアンケートを実施し、広報の在り方について検討を開始している。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、大学設置基準第12条第2項及び佐賀大学学則に基づき、教養教育の目的を教養教育運営機構規則に定めている。また、冊子（『教養教育科目の授業概要』の「教養教育科目の履修手引」）に目的を掲載し、学生に配布するとともに、ホームページに目的を掲載することにより、社会に広く公表している。教養教育に対する大学の構成員の関心を喚起していくことが課題として残っているが、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合する教育の目的を明確に定め、その目的を社会に公表していると判断される。

2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人佐賀大学規則に基づき、教養教育運営機構が教養教育実施組織として設置されている。教養教育運営機構には、教養教育を円滑に実施するため、共通基礎教育科目及び主題科目の区分ごとに第1～10部会を置いている（資料2-1-②-1）。全学の教員は、いずれかの部会に正会員又は準会員として所属し、部会が開設する教養教育科目を担当している。また、大学入門科目、共通基礎教育科目により、教養教育から専門教育への円滑な移行を目指すとともに、7領域から構成される主題科目を1年次から4年次にかけて履修できる体制を整えている。なお、各学部・学科は、32単位から41単位の教養教育科目について、単位を修得するよう学部規則において定めている。

資料 2-1-②-1 教養教育運営機構協議会の構成部会

教養教育科目の区分	担当部会
主題科目	
第1分野（文化と芸術）	第1部会
第2分野（思想と歴史）	第2部会
第3分野（現代社会の構造）	第3部会
第4分野（人間環境と健康）	第4部会
第5分野（数理と自然）	第5部会
第6分野（科学技術と生産）	第6部会
共通主題科目	
第1分野（地域と文明）	第7部会
共通基礎教育科目	
外国語科目	第8部会
健康・スポーツ科目	第9部会
情報処理科目	第10部会

観点2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設，センター等が，教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

[トップ](#)

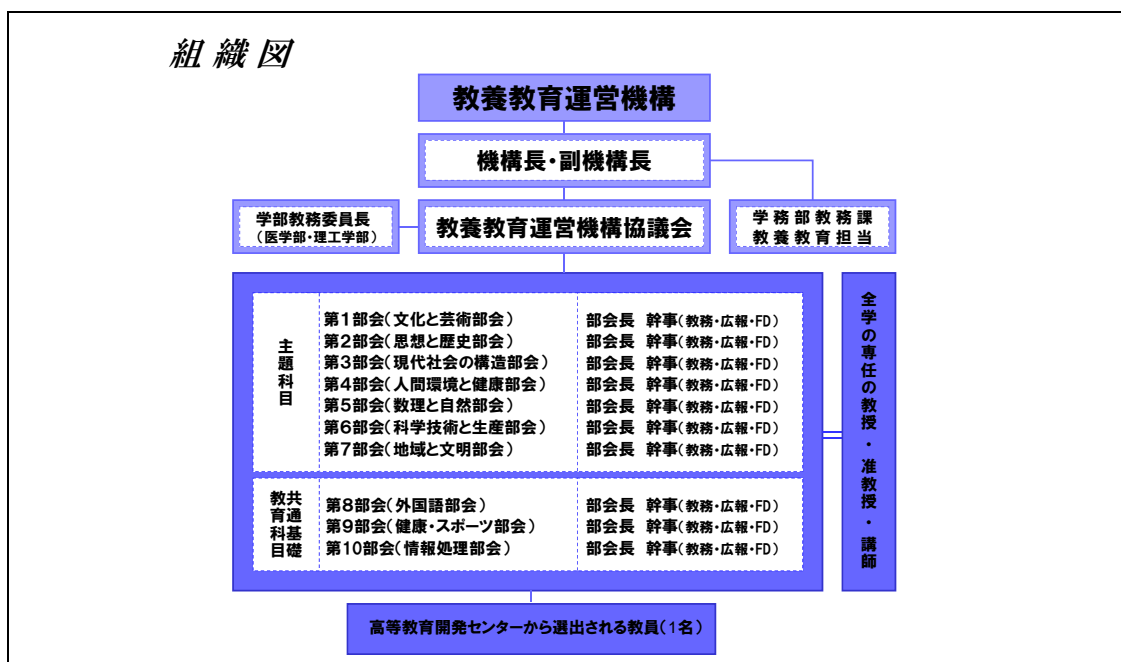
該当なし

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

佐賀大学教養教育運営機構規則により、教養教育運営機構協議会を設置し（資料2-2-①-1）、「教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること」「部会の構成及び改編等に関すること」「教養教育科目担当非常勤講師の任用に関すること」「運営機構の予算及び決算に関すること」「運営機構及び協議会に関する大学評価に関すること」等の重要事項を審議している（資料2-2-①-1）。協議会は、機構長、副機構長、各部会及び高等教育開発センターから選出された委員を構成員とし、原則として月1回開催することになっている。また、協議会を開催しない月については、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」、「人間環境と健康」、「数理と自然」、「科学技術と生産」、「地域と文明」、「外国語科目」、「健康・スポーツ科目」、「情報処理科目」の部会毎に教員会議を開催し、部会の教育活動に関する事項を協議するとともに、協議会において部会活動報告を行っている。

資料2-2-①-1 教養教育運営機構協議会の組織図



(出典 教養教育運営機構ホームページ http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student1_1.html)

資料 2-2-①-1 佐賀大学教養教育運営機構規則

(目的)

第2条 運営機構は、佐賀大学（以下「本学」という。）の教養教育実施機関として、本学の目的、使命にのっとり、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 運営機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 教養教育に関する大学評価に関すること。
- (3) その他教養教育の実施に関すること。

2 前項に定めるもののほか、運営機構は、学部との協議に基づき、全学的に共通する専門教育に係る業務を行うことができるものとする。

(出典 教養教育運営機構関係規則 <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student8.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構の主導の下、機構に設置する第1部会から第10部会のいずれか（または複数の部会）に、各学部や学内共同教育研究施設等の教員が正会員又は準会員として所属し、教養教育に取り組んでいる。現在のところ各部会は概ね機能しているが、教養教育運営機構には専任教員が配置されておらず、ボランティアな組織運営体制となっている。なお、教養教育運営機構を発展的に改組し、専任教員を配置する構想が「佐賀大学の中長期ビジョン」において提示され、全学教育機構（仮称）の設置に向けて準備が進められている。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教養教育のカリキュラム、教育方法等について検討する組織として、教養教育運営機構協議会を佐賀大学教養教育機構規則に基づき、機構の教務に関する重要な事項について審議する「教務委員会」を原則として月1回開催している。また、教養教育の理念及び目標並びに教育内容及び方法に関する組織的な研究及び研修の円滑な実施を図ることを目的とした「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」を設置し、各部会が選出する委員から構成している。審議事項は議事要旨に記載するとともに、ホームページ等により、各部会の構成員に周知している（資料2-2-②-1）。

資料2-2-②-1 教養教育運営機構教務委員会の審議事項例

平成21年10月22日（木）9：00～ 教養教育運営機構会議室
出席：（長）上田敏久 （1）山田潤次 （2）鬼嶋淳 （3）山本長次 （6）野口英行 （8）吉中幸平 （9）松山郁夫 （10）大月美佳 （高）村山（代理）
欠席：（4）網谷綾香 （5）北村二雄 （7）日野剛徳
（審議事項）
1. 平成21年度後学期開講科目の担当教員の変更について 異議なく承認された。
2. 平成21年度後学期授業計画の変更について 承認された。但し今回の場合のように、予め講義を学期半ばで中止せざるを得ないことが分かっている場合は、もう少し早い段階で連絡をしていただくよう、注意することとなった。
3. 平成21年度後学期大学コンソーシアム佐賀に係る特別聴講学生履修願について 資料3のとおり、平成21年度後学期の大学コンソーシアム佐賀に係る特別聴講学生の受入れが異議なく承認された。
4. その他 なし
（報告事項）
1. その他 平成21年度 九州地区国立大学合宿共同授業に向けての日程について 委員長から、来年度は本学が当番校に当たっているため、同授業のメインテマなどにつき、良い案があれば提案願いたい旨が述べられた。

（出典 教養教育運営機構平成21年度第7回教務委員会議事要旨）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、協議会を月1回程度開催し、教育活動に係る重要事項を審議している。また、第1部会から第10部会の各部会では、これを受けて部会の教育活動に係る事項について審議していることから、教育活動に係る重要事項の審議組織としての役割を果たしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

講師以上の職位にある教員はすべて、教養教育運営機構の第1部会から第10部会のいずれかに登録している。

【改善を要する点】

平成20年度に教養教育運営機構規則を改正し、部局長の許可を得て、助教が部会登録できるよう改善したが、部会に所属する教員の数、授業科目の担当数には、依然として大きな偏りが見られる。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構機構に第1部会から第10部会を設置し、各学部や学内共同教育研究施設等の教員がいずれかの部会に所属するとともに、教養教育科目を担当している。また、協議会を月1回程度開催して教育活動に係る重要事項を審議し、これを受けて各部会では部会の教育活動に係る事項について審議している。教育課程や教育方法等を検討する組織としては、教務委員会やファカルティ・ディベロップメント委員会を設置している。こうしたことから、大学の目的に照らして教養教育の運営体制が整えられ、教育活動を適切に展開していると判断できる。

3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編成がなされているか。

[トップ](#)

【観点に係る状況】

教養教育を実施するための専任教員は配置されていないが、佐賀大学における教養教育の基本の方針として、教養教育運営機構規則第8条により、教授、准教授及び講師は、上述の第1部会～第10部会のいずれかの部会に正会員として所属することになっている。正会員として所属する部会以外の部会にも、準会員として所属することができる(資料3-1-①-1)。

機構長は、各部会または学部から推薦された教員の中から投票で決定している。機構長は副機構長を指名し、副機構長が教務委員会、FD委員会、広報委員会の委員長を務めている(資料3-1-①-2)。また、「文化と芸術」「思想と歴史」「現代社会の構造」「人間環境と健康」「数理と自然」「科学技術と生産」「地域と文明」「外国語」「健康・スポーツ」「情報処理」の各部会に部会長及び3名の幹事(教務、FD、広報を担当)を置き、教養教育の実施組織としての連携体制を確保している。

留学生のための日本語教育については、留学生センターに配置された専任教員が担当している。平成21年度からは、全学の英語教育のために英語を母国語とする専任教員が高等教育開発センターに配置され、英語教育を担当した。

資料3-1-①-1 教養教育運営機構の部会への登録等

<p>(部会への登録等)</p> <p>第8条 本学の専任の教授、准教授及び講師は、前条第2項に掲げる部会のいずれかに登録し、佐賀大学教養教育運営機構協議会の定めるところにより、教養教育科目を担当するものとする。</p>
--

(出典 佐賀大学教養教育運営機構規則)

資料3-1-①-2 教養教育運営機構の職員の配置

<p>第4条 運営機構に、次の職員を置く。</p> <p>(1) 運営機構長</p> <p>(2) 副運営機構長 3人</p> <p>(3) その他必要な職員</p> <p>(運営機構長)</p> <p>第5条 運営機構長は、本学の専任の教授のうちから選考する。</p> <p>2 運営機構長は、運営機構の業務を掌理する。</p> <p>3 運営機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(副運営機構長)</p> <p>第5条の2 副運営機構長は、本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから選考する。</p> <p>2 副運営機構長は、運営機構長を助け、運営機構の業務を整理する。</p> <p>3 副運営機構長の任期は、就任の次年度の3月までとし、再任を妨げない。</p> <p>4 副運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(運営機構長及び副運営機構長の選考)</p> <p>第6条 運営機構長及び副運営機構長の選考は、第12条に規定する佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行う。</p> <p>2 運営機構長及び副運営機構長の選考に関し、必要な事項は、別に定める。</p>
--

(出典 佐賀大学教養教育運営機構規則)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究に係る責任の所在を、第1部会から第10部会までの各部会とし、各部会から選出される教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、広報委員会を置き、副機構長を委員長とすることにより、部会間の連携体制が整えられている。これらのことから、教養教育運営機構の組織編成は適切になされていると判断できる。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

教養教育科目には、佐賀大学教養教育科目履修細則第8条に基づき、分野別主題科目にコア授業を設けている（資料3-1-②-1）。これらは必ずしも専任の教授又は准教授が担当していないが、主要科目ではないため、大学設置基準第10条には適合している。また、教養教育運営機構には専任教員を配置していないが、資料3-1-②-2に示すように、各部局に所属する専任教員が第1～10部会に正会員又は準会員として登録し、教養教育科目を開講している。各部会には、部会長及び3名の幹事を置き、教育の内容及び方法の水準を維持するよう努めている。なお、平成21年度は外国語科目を中心として、前学期72人、後学期68人の非常勤講師によって授業科目の担当者を補っている。

資料 3-1-②-1 主題科目の構成及び単位数

分野別主題科目			
分野	副主題	授業の区分	単位数
1 文化と芸術分野	言語とコミュニケーション	コア授業	各2
	文学の世界	コア授業	各2
	芸術と創造	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
2 思想と歴史分野	人間・社会と思想	コア授業	各2
	歴史と異文化理解	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
3 現代社会の構造分野	現代の国際社会と環境	コア授業	各2
	現代の政治	コア授業	各2
	現代の経済	コア授業	各2
	現代の日本社会	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
4 人間環境と健康分野	生活と健康	コア授業	各2
	心とからだ	コア授業	各2
	発達と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
5 数理と自然分野	数理の世界	コア授業	各2
	物質の科学	コア授業	各2
	身のまわりの科学	コア授業	各2
	自然と生命	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
6 科学技術と生産分野	技術と歴史	コア授業	各2
	資源のエネルギー	コア授業	各2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各2
	生産と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
共通主題科目			
分野	副主題	授業の区分	単位数
1 地域と文明分野	地域とくらし	コア授業	各2
	佐賀の文化	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

(出典 佐賀大学教養教育科目履修細則)

資料 3-1-②-2 教養教育運営機構の分野別登録教員数

	登録部会									
	文化と芸術	思想と歴史	現代社会の構造	人間環境と健康	数理と自然	科学技術と生産	地域と文明	外国語	健康・スポーツ	情報処理
正会員	28	23	49	114	80	88	12	33	29	45
準会員	19	2	2	2	3	3	7	1	0	9
計	47	25	51	116	83	91	19	34	29	54

(出典 教養教育運営機構「各部会所属人数について」平成 22 年 3 月 1 日現在)

【分析結果とその根拠理由】

主要科目ではないが、教養教育の分野別主題科目にコア授業が設けられている。また、各部局に所属する専任教員が第 1～10 部会に正会員又は準会員として登録するとともに、非常勤講師を任用することにより、教育教育を遂行するために必要な教員が確保されている。

観点3-1-⑤：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

正会員が所属する部会以外の部会に準会員として所属することを認め、教員が幅広く教養教育に貢献できるように配慮している（前掲資料3-1-②-2）。

教養教育運営機構には、専任教員がいないため、教員構成のバランスを人事面での措置によって配慮できる立場にない。ただし、各学部においては、教養教育の担当を前提として教員人事が行われることになっている。特に必要がある場合は、学部の教員人事に対して機構長が意見を述べることもある。

留学生センターは、全学の英語教育担当教員として、平成17年度に外国人英語教員3名を採用し、18年度に更に2名増員した。平成21年度は高等教育開発センターに配置した5名の外国人英語教員が英語教育を担当した。

さらに、「国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程」が全学的に制定されたことにより、平成21年度は推薦基準第3条第1号に基づき、非常勤講師を含む5名について機構長が推薦し、学長から表彰された（資料3-1-⑤-1）。また、平成20年度に部局長の許可を得て助教が教養教育科目を担当できるよう教養教育運営機構規則を改正し、第8条2に「本学の専任の助教は、前項の規定に準じて部会に登録し、及び教養教育科目を担当することができる。」と定め、平成21年度は6名の助教が教養教育科目を担当した。

資料3-1-⑤-1 佐賀大学教育功績等表彰規程及び表彰者推薦基準に基づく表彰対象者(2号)

氏名	推薦基準	推薦部局名
濱内 繁義	推薦基準第3条第2・4号	経済学部
酒見 隆信	推薦基準第3条第1号	医学部
船久保 公一	推薦基準第3条第6号	理工学部
谷本 静史	推薦基準第3条第1号	農学部
金 銀 姫	推薦基準第3条第1号	教養教育運営機構
浅岡 高子	推薦基準第3条第6号	留学生センター

【分析結果とその根拠理由】

平成20年度に「国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程」が全学的に制定され、非常勤講師を含めて授業実績に基づく表彰を行っており、助教の活用を図っていることから、目的に応じて教養教育運営機構の活動を活性化する措置が講じられていると判断できる。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

非常勤講師の採用に当たっては、佐賀大学教員選考基準に準拠し、関係部会を中心に選考委員会を置き、主な教育実績又は研究実績等の資料に基づき選考する（資料3-2-①-1）。選考結果は、教養教育運営機構協議会に報告し、審議されている。ただし、以下の条件を満たす場合には、手続きを簡素化している。

- (1) 国公立の4年制大学の教授、准教授及び講師として在職中の者
- (2) 国公立の4年制大学の教授、准教授及び講師として経験を有し、現在も教育研究活動に従事している者
- (3) 本学の授業科目を担当した経験を有し、現在も教育研究活動に従事している者

資料3-2-①-1 国立大学法人佐賀大学教員選考基準(抜粋)

(講師の資格)

第4条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第5条 助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(非常勤講師の資格)

第6条 非常勤講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第4条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 前号の者に準ずる学識、技能及び教育上、研究上の業績を有する者

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構には専任教員を配置していないが、非常勤講師の選考にあたって、教養教育科目の担当教員にふさわしい大学の職位や職歴を有する人材を採用していることから、非常勤講師の採用基準については、適切に運用がなされていると判断できる。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

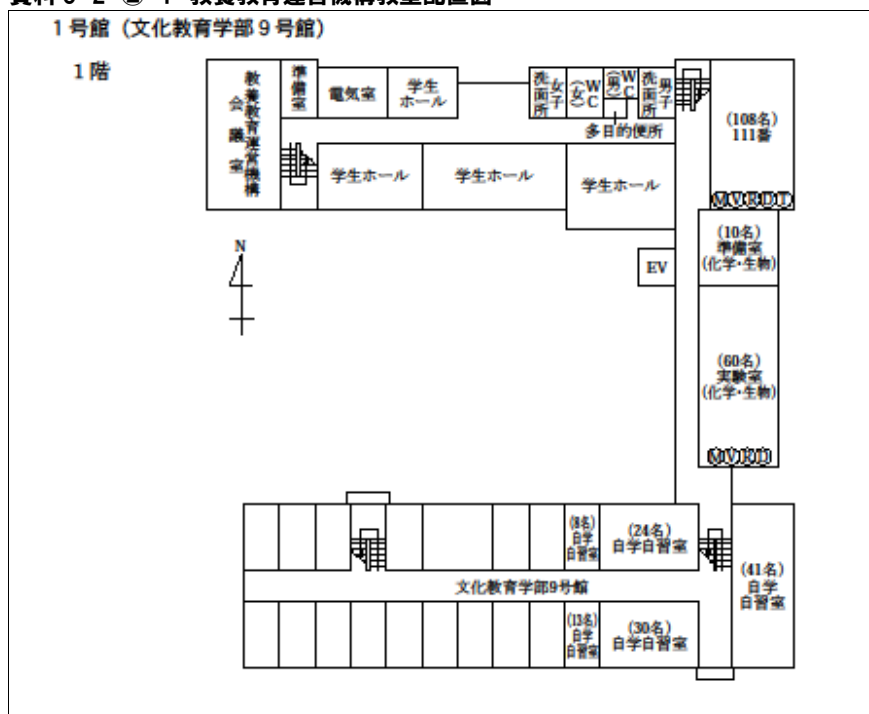
【観点に係る状況】

教養教育運営機構長は、教養教育に貢献した本学の教員に関する情報を学部長等に提供することにより、学部等が実施する個人評価に協力している。

非常勤講師については、各部会の活動の自己点検・評価の活動の中で、教育活動全般について評価を行っている。学生による授業評価アンケートは、非常勤講師も含めて、平成18年度後学期より原則として全ての授業科目で実施している。また、授業評価アンケート他に基づいて、次年度への授業改善計画を教務システム上で作成し、学内に公開している。部会によっては、教員会議において授業点検評価報告書を紹介し、記載内容について議論している。

本学の専任教員については、各学部等において個人評価が行われており、教養教育も評価の対象となっている。平成18年度部局等評価書における「改善を要する事項」として示された、(1)学生が希望する科目を希望する年次に履修できない場合がある、(2)開講科目の中に内容が担当教員中心になっていて、学生中心になっていない科目が多数ある、(3)学生が自習するためのスペース・設備が十分ではないの3点に関して、引き続き学生対象アンケート等の調査に基づく検討(別添資料3-2-①-1)、シラバス調査(別添資料3-2-①-2)、教養教育運営機構1号館及び文化教育学部9号館のスペースの整備(資料3-2-①-1)などに取組んだ。

資料3-2-②-1 教養教育運営機構教室配置図



(出典 『学生便覧一履修・学生生活の手引き一 (平成22年度)』183頁)

別添資料3-2-②-1: 佐賀大学学生対象アンケート報告書 (平成21年度)

別添資料3-2-②-2: 教養教育科目シラバス調査報告 (平成22年3月) <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/e2.html>

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、専任教員を配置していないため、教員の個人評価は行っていないが、学生による授業評価は実施している。また、学生による授業評価の結果に基づき、授業改善計画を教務システム上で作成し、学内に公開していること、理事から示された改善を要する事項に対処していることから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、その結果に基づく取組がなされていると判断できる。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

第1～10部会への所属決定にあたり、教員の希望を尊重し、教育内容等と研究活動との関連を担保している。各教員は、それぞれの研究活動を反映させた授業を行っている。また、非常勤講師についても、非常勤講師候補者選考内規に従い、研究実績等を考慮した選考を行っている。

資料3-3-①-1 非常勤講師候補者選考内規(抜粋)

4 部会長又は選考委員会委員長は、教養教育運営機構協議会に、候補者の氏名、所属、履歴及び主な教育実績又は研究実績等の資料を提出し、選考結果を報告する。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構が開講する教養教育科目の多くは、後述の観点5-1-②に示す一覧表にも表れているように、担当教員の研究実績が反映されている。このことから判断して、教養教育科目は研究活動と関連のある教育内容になっている。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

(1) 事務体制

主として学務部教務課が担当し、教養教育管理係に2名、教養教育教務係に3名（事務補佐員を含む）が配置されている。

(2) 技術職員

教養教育のための技術職員は配置されていない。

(3) TA（ティーチング・アシスタント）

「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施要領」及び「佐賀大学ティーチング・アシスタント運用要領」に基づき、前学期76名、後学期39名のTAを配置し、教育補助を積極的に行なった。主に化学、生物系の実験関連の科目、数学の演習科目、インターネットを利用したeラーニング科目、情報処理科目において、TAの任用により教育補助に当たらせている。また、第9部会では大学院生の指導を担当している教員のほとんどが大学院生をTAとして採用し、TAの指導も併せて行っている。必要がある場合は、機構の予算でTAの費用を手当している。なお、TAの運用にあたっては、教育活動の質の向上を図るための研修等を実施し、「ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書」（別添資料3-4-①-1）を提出している。

別添資料3-4-①-1：佐賀大学教養教育運営機構「ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書」

【分析結果とその根拠理由】

学務部教務課の教養教育教務係及び管理係を中心として、各部局の教務係等と連携しながら教養教育運営機構を支援している。また、TAについても前学期・後学期にかけて配置していることから、教育支援者が適切に配置され、教育補助者の活用が図られていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

第1部会から第10部会までの各部会に所属する教員が、教養教育に係る責務を遂行する体制、全学的な優秀教員制度の導入等により、教養教育の質や授業を担当する教員の教育活動の活性化が図られている。

【改善を要する点】

専任教員の定年退職等、人員が減少し、後任の不補充により、部会あるいは授業科目によっては、教養教育を担う人材の確保が困難になりつつある。

(3) 自己評価の概要

教育研究に係る責任の所在を第1部会から第10部会とし、各部局に所属する専任教員がいずれかの部会に登録することにより、教養教育を遂行するために必要な教員を配置している。教養教育科目は、担当教員の研究実績を反映することにより、研究活動と関連のある授業内容になっており、分野別主題科目には、コア授業を設けている。また、教養教育運営機構には、専任教員を配置していないものの、「国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程」を全学的に制定したことにより、平成21年度は教養教育運営機構から非常勤講師として任用している1名の教員が学長から優秀教員表彰を受けるなど、教員組織の活動を活性化する措置を講じている。

教育支援者としては、学務部教務課の教養教育教務係及び管理係を中心として、教養教育の運用を支援し、TAを活用することにより、教育補助者の活用を図っていると判断できる。

4 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

(1) 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

教養教育は、佐賀大学学則第2条「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」に従い、以下の3つを目的として、全学年を通じて実施している（『平成21年度教養教育科目の授業概要』の「教養教育科目の履修手引き」1頁）。

- ①民主社会の市民としての幅広く深い教養及び創造的な知性と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育
- ②地域社会、国際社会に開かれた大学として、異文化や多様な価値観を理解し、人や自然との共生を推し進めるための教育
- ③課題探求能力と情報の分析・発信能力をもった国際的人材を育成するための教育

授業科目については、大学入門科目、主題科目「文化と芸術」「思想と歴史」「現代社会の構造」「人間環境と健康」「数理と自然」「科学技術と生産」、共通主題科目「地域と文明」、及び外国語、健康・スポーツ、情報処理に区分される共通基礎科目から構成している。なお、主題科目は「分野別主題科目の開講数の基準」に定める最小開講数を概ね満たすよう配置してある。

資料 5-1-①-1 教養教育科目の開講数

授業科目	前学期	後学期
大学入門科目	43	7
主題科目		
第1分野（文化と芸術）	21	19
第2分野（思想と歴史）	14	14
第3分野（現代社会の構造）	23	20
第4分野（人間環境と健康）	17	16
第5分野（数理と自然）	30	26
第6分野（科学技術と生産）	26	27
共通主題科目		
第1分野（地域と文明）	8	9
外国語科目	182	180
健康・スポーツ科目	40	40
情報処理科目	26	10
日本事情	1	1
全体	431	369

（出典 平成21年度教養教育運営機教務関係資料集）

(2) コース等の設置

平成20年5月に「佐賀大学における特別の課程の編成等に関する規程」が制定され、平成19年度の文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」のコースを、教養教育運営機構に設置している(資料5-1-①-2)。また、平成20年度教育GPに採択された「創造的人材育成～誰でもクリエイター～」によるデジタル表現技術教育科目(資料5-1-①-3)を開講した。

資料5-1-①-2 特別の課程「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」

別表1(第5-第7関係)						
コース	科目	時間	期間	受講条件	定員	備考(主な利用ソフト)
コースⅠ (初級編)	デジタルデザインA	3時間×5日	3ヶ月	ワード、エクセル、パワーポイント等を一定程度使用できること。	30名	Illustrator
	デジタルデザインB	3時間×5日				Photoshop
	デジタルデザインC	3時間×5日				Premier
	デジタルデザインD	集中(8時間×2回)				After Effect
	デジタルデザインE	3時間×5日				シナリオ作成、DVカメラ、作品作成
コースⅡ (上級編)	デジタルアートA	3時間×5日	3ヶ月	コースⅠ修了者又は、コースⅠの科目で使用する主なソフトウェアを使用できること。	30名	Webデザイン、HTML、XML
	デジタルアートB	3時間×5日				Flash
	デジタルアートC	集中(8時間×2回)				アニメーション作成
	デジタルアートD	集中(8時間×2回)				デジタルコンテンツの市場と戦略
	デジタルアートE	3時間×5日				音と映像の効果、作品作成
コースⅢ-A (応用編)	ツーリズム・コンテンツA(講義)	●ラーニング(8回)	3ヶ月	コースⅡ修了者	15名	佐賀学Ⅰ：佐賀の地域観光資源論
	ツーリズム・コンテンツB(現地学習)	集中(8時間×2)				観光資源フィールドワーク
	ツーリズム・コンテンツC(現地討議)	集中(8時間×2)				観光協会・ツーリズムエージェンツ
	ツーリズム・コンテンツD(修了研究・公開プレゼンテーション)	3時間×5日+α				ツーリズム・コンテンツ作品完成、及び審査会でのプレゼンテーション
コースⅢ-B (応用編)	デジタルアーカイブ・コンテンツA(講義)	●ラーニング(8回)	3ヶ月	コースⅡ修了者	15名	佐賀学Ⅱ：佐賀の地域文化・産業資源論
	デジタルアーカイブ・コンテンツB(現地学習)	集中(8時間×2)				佐賀の地域文化・産業資源フィールドワーク
	デジタルアーカイブ・コンテンツC(現地討議)	集中(8時間×2)				公立図書館・市町役場・博物館・美術館等
	デジタルアーカイブ・コンテンツD(修了研究・公開プレゼンテーション)	3時間×5日+α				デジタルアーカイブ作品完成、及び審査会でのプレゼンテーション

(出典 佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム実施要項)

資料 5-1-①-3 デジタル表現技術教育プログラム

デジタル表現技術教育プログラムについて

対象となる受講学生は全学部で、1期で40名です。所属学部の専門科目を履修しつつ、2年間でデジタル表現技術分野の科目を履修します(表1)。

修了には、必修科目16単位(8科目)と選択科目8単位(4科目)の24単位が必要です。必修科目は高機能なコンピュータ

等を使う実技演習科目で、学部専門科目の卒業認定科目として一部単位数を算入できます(表2)。また、選択科目は教養教育の主題科目として単位が認定されます。

本教育プログラムを修了した学生には、卒業時と共に、所属する学部専門の学位(学士)と「デジタル表現技術教育プログラム」の修了証を交付します。

充実した環境と体系化されたカリキュラムにより、コンテツ文化の理論から演習による作品制作の実践まで幅広く学ぶことができます。

デジタル関連の資格取得やコンペへの出品等、キャリアサポートも充実

※ 詳細は教養教育運営機構にお問い合わせください。
<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/>

◎ 2年間の受講の流れ(表1)

平成21年度	平成22年度
第1期生履修登録	
第1期生: 必修科目16単位(8科目)履修	第1期生修了
第1期生: 選択科目8単位(4科目)履修	
第2期生履修登録	
	第2期生: 必修科目16単位履修
	第2期生: 選択科目8単位履修

◎ 学部専門科目に算入可能単位数(表2)

	卒業単位数	専門単位数	算入単位数
文化教育学部	124~128	91~95	2~25
経済学部	125	84	2
医学部	128~191	96~156	0~2
理工学部	124~130	86~96	0~10
農学部	126	89	10

※ 各学部の学科、課程、選修によって卒業単位数、専門単位数、算入単位数が異なります。

全学部から集まった仲間と共同制作もできます。授業料の使い方がわからない時は常駐スタッフがサポート。あなたのクリエイティブマインドにきちんと答えます!

最新機種Macintoshを使って、Webや映像、CG、音響作品をつくっていきます。形をつくることで本当のスキルが身につきます。

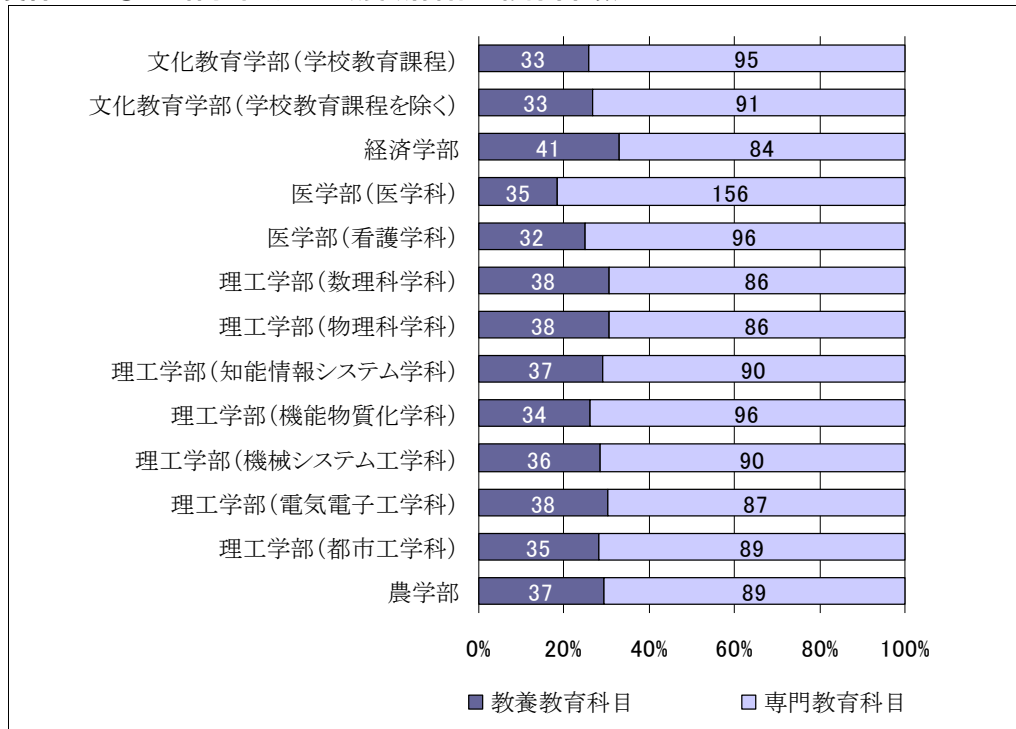


(出典 デジタル表現技術教育プログラム <http://net.pd.saga-u.ac.jp/digi-pre/>)

(3) 教養教育と専門教育のバランス

学部毎の教養教育科目の必要単位数は、各学部の教育目的に沿って定められ、教養教育と専門教育のバランスを図っている。学部学科等毎の教養教育科目の必要単位数の卒業単位数に占める割合を、資料 5-1-①-4 に示す。経済学部における教養教育科目の単位の割合が高く、医学部(医学科)が低いといった、学部や学科による特徴がある。

資料 5-1-①-4 各学部が定める教養教育科目の修得単位数



また、外国語等の必修科目及び選択科目の範囲についても、各学部の教育目的に沿って定められている。ただし、学修領域が無制限に拡散しないよう、(医学部を除き)分野登録制度によって登録した分野で8単位以上の主題科目を履修することを義務づけると同時に、学生の履修に一定の方向性を与えるため、主題科目の中にコア科目を設けるなど、教育課程の体系的性を確保している。

(4) 年次配当 (必修と選択の別を含む)

原則として、学士課程4年間にわたって教養教育科目を履修することができる。ただし、医学部は2年次までに履修することになっている。

(5) 履修モデル

共通基礎教育科目の修得単位数については学部において定められている。主題科目については、特定の分野に登録し8単位以上を履修しなければならない。主題科目については、佐賀大学教養教育科目履修細則第8条に基づき、分野別主題科目にコア授業を設け、ある程度体系的に履修できるようにしている。

(6) 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているか。

教養教育科目は、教養教育の目的に沿って、幅広い教養と総合的な判断力、課題探求力と問題解決力、地域社会や国際社会における多様な価値観を理解し、人や自然との共生に思いを馳せる豊かな感性を養えるよう、分野別主題科目を編成している(別添資料 5-1-①-1)。また、主題科目では、各部会のコアとなるコア授業の他、個別授業及び総合型授業を行っている。総合型授業には、個別授業にとらわれず、学外者とのジョイント等によるオムニバス形式の授業が含まれる。

「大学入門科目」は、小クラス授業で新入生のために大学案内、文献検索、物の見方等討論を採り入れながら授業を行い、共通基礎教育科目では、小クラス制による講義、実習形式の授業を行っている。さらに、外国語等の異文化との交流に必要な国際的コミュニケーション能力を涵養するため、ネイティブ教員による英語の授業を前学期は約28クラス、後学期は約31クラス開講している。アジア系言語の授業についても、履修機会の拡大を図るため、中国語、朝鮮語の授業について、平成16年度の64クラスから平成21年度の73クラスに増設している(資料 5-1-①-5)。

資料 5-1-①-5 アジア系言語の開講クラス数の推移

授業科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中国語	51 (26+25)	38 (25+13)	49 (25+24)	50 (25+25)	50 (25+25)	56 (26+30)
朝鮮語	13 (7+6)	17 (11+6)	18 (9+9)	18 (9+9)	18(9+9)	17 (9+8)

(出典 平成 21 年度教養教育運営機構教務関係資料集)

なお、担当教員は本学が定める「シラバス作成に関する要項」に従ってオンラインシラバスを作成するとともに、各部会を通じてその内容を点検することによって、授業の内容が各分野の趣旨に沿ったものになるよう配慮している。

別添資料 5-1-①-1：佐賀大学教養教育運営機構 『平成 21 年度教養教育科目の授業概要』

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、教養教育科目として、大学入門科目、主題科目、共通基礎科目を配置し、総合大学としての幅広い教養を涵養するのにふさわしい、多様な授業科目を開設している。このことから、教育の目的に照らして教養教育科目が適切に配置され、授業科目の内容が教養教育の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

1) 学生のニーズに対する配慮

他学科、他学部の授業科目の履修状況

学内開放科目として開放されている学部の授業科目の一部を主題科目として認定している。

2) 他大学との単位互換

平成20年度に設置した大学コンソーシアム佐賀の加盟大学である西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、西九州大学短期大学部・放送大学 佐賀学習センターと相互に単位互換協定を締結し、共通教養教育を行っている。平成21年度は、佐賀大学の教養教育科目から14科目を共通教養教育科目に提供した (<http://www.saga-cu.jp/subject/subject.html>)。

また、佐賀大学では、外部資格試験などの成績に基づき、外国語科目の単位認定を行っている。

3) リメディアル教育の実施状況

(1) 数学・物理

平成21年度から、第5部会に所属する教員等が「高大接続科目」として「基礎力学」、「基礎数学」などを主題科目として開講し、補習授業を実施した(資料5-1-②-1)。

資料5-1-②-1:教育に関連のある研究活動の事例

第5部会		
名称	実施期間等	内容
基礎数学及び演習Ⅱ	2009年04月01日 ～2009年07月31日	講義内容の演習による復習

(出典 平成21年度評価基礎情報データE1より作成)

(2) 英語

大学コンソーシアム佐賀との共同により、英語リメディアルのための教材チームを本学で結成した。

4) 編入学への配慮

編入学前に修得した単位を既修得単位として認定している。

5) 修士課程との連携

修士課程の学生が教職免許を取得するために必要とする場合は、教養教育科目の憲法を科目等履修生として履修することを認めている。その際、授業料等は免除している。

6) 研究活動に基づく教育

教員の研究課題と教育目標との整合性

教員は、研究分野に応じてふさわしい部会に所属し、できるだけ研究課題と関連のある教養教育科目を担当するようにしている。研究分野と所属部会との整合性については、教員自身の希望を尊重しながら、教務委員会、運営委員会及び協議会で審議し決定している。

<教員の研究活動が授業科目に反映している例>

平成 21 年度教員報告様式データを参照すると、1 年次対象の授業科目であっても最新の研究成果を授業中に紹介するなど、教員の研究活動が教養教育においても反映されている（資料 5-1-②-2）。

資料 5-1-②-2:教育に関連のある研究活動の事例

第 5 部会		
科目名	研究活動及び研究業績等	関連
主題科目ミクロの世界 (素粒子・原子核の世界)	(研究活動)B メソン崩壊における CP 非保存に関する研究、重플레이バーにおける新現象探索の研究	最近の加速器を用いた実験の紹介 2008 年ノーベル物理学賞の内容に関する解説
第 10 部会		
科目名	研究活動及び研究業績等	関連
情報基礎演習Ⅱ	重村哲至,古川達也,相知政司,林敏浩: 「コンソールパネルを持つ機械語教育用マイコンの開発と授業への応用」, 情報処理学会論文誌,48 巻,9 号,pp.3318-3327,2007 年 9 月(H19 年 9 月)	機械語を教えることによってマイコンの動作を学生に教えることを検討した論文であり、授業でマイコンを以下に教授するかについての関連がある。

(出典 平成 21 年度評価基礎情報データ E2 より作成)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、学部の授業科目の一部（学内開放科目）を主題科目として認定し、放送大学等との単位互換協定により、資格試験などの単位認定を行っている。また、最新の研究成果を授業の中で紹介するなどの取組がなされている。

これらのことから、教養教育の編成又は授業科目の内は、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断できる。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の実質化への配慮

(1) 自己学習を促すための方策（授業時間外の課題等）

「シラバス作成に関する要項」が制定され、これに基づき、シラバスを用いて自己学習の内容を指示するよう教員に促している。また、教員は資料5-1-③-1に示すように、単位の実質化を図るために様々な工夫をこらしている。

資料5-1-③-1:単位の实質化のための取組事例

第5部会	
科目名	内容
力と運動(前期)	シラバスに自習課題を記載している。
力と運動(後期)	シラバスに自習課題を記載している。
大学入門科目II	シラバスに自習課題を記載している。
大学入門科目II	線形代数と力学の基本的な問題を毎週出題し、授業時間外学習を課した。
生命と物質	演習問題を使用した。
第6部会	
科目名	内容
やさしい材料力学	演習と期末試験により厳格に成績判定を行った。
第10部会	
科目名	内容
情報基礎演習I	毎週レポート課題を出すことにより、時間外の学習を要求した。

(出典 平成21年度評価基礎情報データE7)

(2) 履修登録制限の実施状況

教養教育科目単独での履修制限は行っていない。ただし、主題科目については、週3コマ程度しか履修できないので、時間割の制約上、履修登録できる科目数に限界がある。

外国語科目などの必修科目は、クラスが学部学科等毎に指定されているので、必要以上に履修することはできない。

(3) GPAに基づく学修指導の状況

GPAは導入しているが、それに基づく学修指導については検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、授業時間以外の自己学習を促すため、「シラバス作成に関する要項」に従い、オンラインシラバスで自己学習の内容を指示するとともに、単位の実質化を図るために様々な工夫がなされている。このことから、単位の実質化に配慮していると判断できる。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

(1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

教養教育科目は、講義、演習、実験、実習等から構成し、1年次学生には大学入門科目を課している。1クラス当たりの平均履修者数は、前学期・後学期ともに60名前後であり(資料5-2-①-1)、1割強が実習、または演習形式の授業科目となっている(資料5-2-①-2)。その他にも野外実習、学生参画型等の講義以外の形態を部分的に組み込んだ授業も行われている。

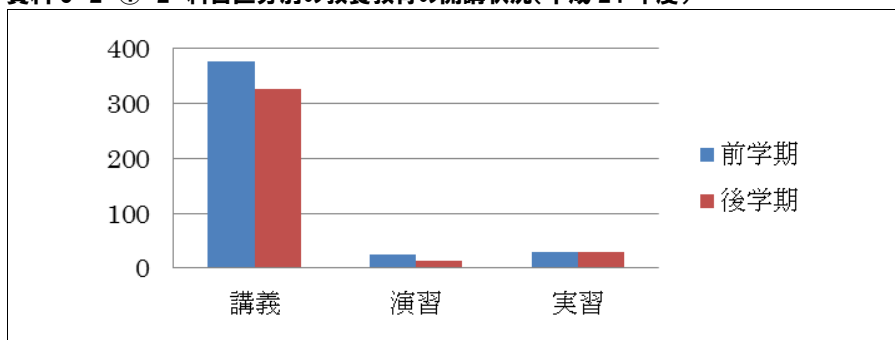
また、第5分野「数理と自然」では、主題科目の科目群を「数学・情報系」、「物理系」、「化学系」、「生物・地学系」の4科目群に分け、それぞれがほぼ均等に開講できるように取り決め、実施することにより、基礎科目内でのバランスを確保している。

資料5-2-①-1 授業科目当たりの履修登録者数(1科目平均)

授業科目	前学期	後学期
大学入門科目	307 (13217/43)	6 (44/7)
主題科目		
第1分野(文化と芸術)	75 (1569/21)	83 (1578/19)
第2分野(思想と歴史)	97 (1362/14)	71 (990/14)
第3分野(現代社会の構造)	97 (2233/23)	87 (1739/20)
第4分野(人間環境と健康)	122 (2075/17)	122 (1959/16)
第5分野(数理と自然)	62 (1873/30)	67 (1747/26)
第6分野(科学技術と生産)	72 (1875/26)	54 (1449/27)
共通主題科目		
第1分野(地域と文明)	42 (333/8)	32 (284/9)
外国語科目	30 (5418/182)	28 (5094/180)
健康・スポーツ科目	49 (1949/40)	46 (1824/40)
情報処理科目	74 (1914/26)	95 (948/10)
日本事情	20 (20/1)	12 (12/1)
全体	51 (21942/431)	48 (17668/369)

(出典 平成21年度教養教育運営機教務関係資料集)

資料5-2-①-2 科目区別の教養教育の開講状況(平成21年度)



(出典 平成21年度教養教育教務関係資料集より作成)

(2) 学修指導方法の工夫

主題科目の主な授業の形態は講義であり、少人数授業として開設されている主題科目はほとんどない。しかしながら、共通主題科目では少人数クラスが編成され、野外実習等の学生参画型の授業を行っている。英語についても、ネイティブスピーカーによる実践的な英語教育を少人数クラスで実施している。

特にユニークな実践としては、他の国立大学と共同で実施している九州国立大学間合宿共同授業、平成 15 年度特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）に採択された「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」による市民開放型の実験科目、総合型授業を開講している。また、地域性のある授業科目から構成される「地域創成型学生参画教育モデル開発事業」（平成 17 年度教育改革経費）についても、共通主題分野「地域と文明」の授業科目をはじめ、主題科目と連携した取り組みを行っている。

さらに、主題科目の一部には、ネット授業として開講されているものがある。これらは平成 16 年度現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代 GP）「ネット授業の展開」に採択され、蓄積してきた成果を反映した、先端的な取り組みである。さらに、平成 20 年度から「エコアクション 21」の一環としてネット授業「地域の環境—森・川・海を繋ぐ環境と暮らし—」を開講している。

その他、受講生の授業への理解が深まるよう、平成 21 年度はティーチング・アシスタント（TA）を前学期 67 名、後学期 39 名任用し、教育補助として積極的に活用した。

各部会からは、資料 5-2-①-3 に示すような学修指導上の工夫を行った例が報告されている。

資料 5-2-①-3: 学修指導上の工夫事例

第 5 部会	
科目名	内容
英単語ガイドの作成・配布	英語で書かれた講義資料を理解しやすいよう、「カオス入門英単語ガイド」を作成・配布した。
主題科目 「ミクロの世界」	出席カードに、毎回質問、疑問点を書かせ、次回からの説明の改善の参考にした。
第 10 部会	
科目名	内容
情報基礎演習 I	学生からの質問内容を Q A 集の形で公開し、学生全体で共有できるようにした。

(出典 平成 21 年度評価基礎情報データ E7)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、各部会が定める教育の目的に応じて、講義以外の方法が採用されている。また、「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」や「地域創成型学生参画教育モデル開発事業」等、さまざまな取組がなされている。このことから、教育の目的に照らした授業形態の組合せが行われ、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

授業担当者は、「シラバス作成に関する要項」に従って、所属部会が有する教育の目的に即したオンラインシラバスの作成及び見直しを行い、授業に活用している（資料5-2-②-1）。平成21年度学生対象アンケート報告書によれば、「主題科目の内容はシラバスに記載された学習目標に即していましたか？」に対する5段階の評価は、外国語科目3.56、健康・スポーツ科目3.73、情報処理科目3.57、主題科目3.54であった（別添資料3-2-②-11）。

資料5-2-②-1 オンラインシラバスの見直し指示(電子メール)

平成21年6月5日
授業担当教員 各位
教養教育運営機構長
遠藤 隆
中期目標の達成状況に関する評価結果（案）に基づく 「試験問題等の開示に関する当面の措置」について（依頼）
このことについて、大学教育委員会委員長から別添のとおり依頼がありました。については、別添科目リストに記載されている貴担当科目について、同リストの「状況」欄の区分により、シラバスの「成績評価の方法と基準」欄に該当事項をご記入ください。
ご多忙のところ恐縮ですが、6月19日（金）までに入力を完了していただきますよう、ご協力方よろしくお願いいたします。
記
科目リストの「状況」欄に「2」と記載されている科目試験問題等のうち開示する資料のリスト
科目リストの「状況」欄に「×」と記載されている科目試験問題等のうち開示する資料のリスト及び開示方法
※ 大学教育委員会委員長からの依頼文書、科目リスト等は、次のリンク先をご参照ください。
試験問題等の開示資料及び開示方法について https://www.cc.saga-u.ac.jp/jimu/viewer.php?fn=jb134651hpM4BnrX.zip

別添資料3-2-②-1：佐賀大学学生対象アンケート報告書（平成21年度）77,78頁

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、シラバスの活用状況には改善する余地があるものの、「シラバス作成に関する要項」に基づき、教務システム Live Campus 上のオンラインシラバスの点検・改善が行われていることから、教養教育の編成の趣旨に沿ったシラバスが作成されていると判断できる。

観点5-2-③： 自主学習への配慮，基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

(1) 自主学習への配慮

「シラバス作成に関する要項」の第1条第3号に「学生に授業計画を周知し、学習計画を立てさせる」とし、資料5-2-③-1に示すような自主学習への配慮に取り組んでいる。多くの授業科目において、担当教員がレポート、小テストを課したり、自主学習を喚起するためにプリントを配布したりしている。また、ICTを活用した自主学習の仕組みを取り入れている実践例も散見している。

資料5-2-③-1:自主学習への配慮の事例

第5部会	
科目名	内容
代数と離散数理	オンラインシラバスに関連するホームページをリンクし、講義内容（区間力学系の振る舞い）をよりビジュアルに理解できるようにした。
ゆらぎの数理	講義内容をまとめた教科書（講義ノート）をwebで公開し、予習復習ができるようにした。
情報のしくみ	講義ノートと小試験の正解例ををWebで公開し、復習予習に利用できるようにした。
第10部会	
科目名	内容
情報基礎演習Ⅰ	講義資料の電子化による提供。QA集の公開。

(出典 平成21年度評価基礎情報データ E7)

(2) 基礎学力不足の学生への配慮

平成 17 年度に、佐賀大学教養教育運営規程第 4 条及び教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規第 2 条に基づき、リメディアル物理教育の実施に関して機構長の職務を助けるため、リメディアル物理教育実施委員会を設置している（ただし、現在は高大接続科目の開講にともない活動を休止している）。

その他、基礎学力不足の学生への配慮としては、資料 5-2-③-2 のような実践例がある。

資料 5-2-③-2: 基礎学力不足の学生への配慮の事例

第 5 部会	
科目名	内容
高大接続科目	高校で物理を履修していない理系の学生を対象に、力学の基礎を講義した。その際、微積分などを用いて高校の物理の基本を短時間で効率的に習得できるように工夫した。
生命と物質	講義で用いた図を全て配布し、予習復習ができるようにした。

(出典 平成 21 年度評価基礎情報データ E7)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、「シラバス作成に関する要項」の第 1 条第 3 号に定める「学生に授業計画を周知し、学習計画を立てさせる」に従い、各教員が補習授業等に取り組んでいる。このことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断できる。

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価と卒業判定の基準の周知方法

学則等を学生便覧に掲載するとともに、「シラバス作成に関する要項」に従って授業科目毎の成績評価の基準をシラバスに記載し、成績評価を実施している。また、「成績評価基準等の周知に関する要項」を制定し、「GPA 制度について」（学生用説明文）と合わせて、成績評価の基準を学生に周知している。

「学生による授業評価」の結果によれば、教養教育科目の成績評価基準については、60%以上が「完全に把握している」又は「少しは把握している」と回答している（別添資料 5-3-①-1）。

別添資料 5-3-①-1：大学教育委員会 FD 専門委員会『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』（平成 21 年度）18 頁

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、卒業認定は実施していないが、成績評価については「成績評価基準等の周知に関する要項」、「シラバス作成に関する要項」に従って、授業科目毎の成績評価の基準をシラバスに記載し、学生に周知するとともに、これらの基準に従って、評価を実施していると判断できる。

観点5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価に対する異議申し立ての状況、対応結果

成績評価の正確さを担保するため、「佐賀大学における成績評価平均値に関する規程」を制定するとともに、「成績評価の異議申し立てに関する要項」（資料5-3-②-1）を制定し、試験問題や答案を成績発表後3ヶ月は授業担当者が保存するよう指示している。試験問題や解答例等については、開示の方法をオンラインシラバスに記載している（資料5-3-②-2）。

平成21年度は、「成績評価の異議申し立てに関する要項」により、学生が成績評価への質問又は異議を担当教員に申し出ているが、いずれのケースについても、学生と担当教員との協議によって成績評価に対する疑義が解決され、学生が教養教育運営機構長に異議を申し立てていない。このことから、適切に対処されていると判断される。

資料5-3-②-1:成績評価の異議申し立てに関する要項

成績評価の異議申し立てに関する要項

(平成19年1月30日制定)

1. 全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から3か月間保存するものとする。
2. 学生は、成績通知後、1か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2か月以内）に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認するため、閲覧することができる。
3. 学生は、成績評価に質問又は異議がある場合は、成績通知後1か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2か月以内）に担当教員に申し出ることができる。担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には、学生は学部長（教養教育科目にあつては、教養教育運営機構長、大学院の授業科目にあつては研究科長とする。以下同じ。）に異議を申し立てることができる。
4. 前項後段の異議の申し立てがあつた場合は、学部、教養教育運営機構及び研究科の教育に関する委員会において申立て内容等を調査・検討する。その結果を踏まえ、学部長は、教授会（教養教育科目にあつては、教養教育運営機構協議会、大学院の授業科目にあつては、研究科委員会。以下「教授会等」という。）の議を経て、対応を決定する。
5. 前項教授会等の審議結果は、当該学生に通知する。また、該当科目の評価に要する情報、答案、レポート等は、教授会等の議が終了するまで保存するものとする。

附 則

この要項は、平成19年2月1日から実施する。

資料 5-3-②-2:試験問題, 解答例等の開示方法

<p>成績評価の方法と基準</p>	<p>c. 一貫性や明晰さにやや欠けるものの、テーマがある。(4ポイント) d. 一貫性のあるテーマが、明確に設定されている。(5ポイント)</p> <p>3. 論理の展開(14ポイント) ※自らのテーマ(主題)について、具体的・論理的に説明されていること。 (採点例)</p> <p>a. ありきたりな一般論、トートロジー(同語反復)に終わっている。(5ポイント) b. ありきたりな一般論から脱して、自分なりの論述になっているもの。(6~8ポイント) c. 具体的な例を提示して、テーマの設定に努めている。(9~11ポイント) d. c)に比べ、論理が緻密になっている。(12~14ポイント)</p> <p>【解答例等の開示】 履修予定者には、以下の資料等をオリエンテーション時に配布します。 (1)レポート等の課題 (2)レポート等の解答例または出題の意図 (3)配点</p>
-------------------	--

(出典 オンラインシラバス <http://lc.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、「佐賀大学における成績評価平均値に関する規程」に従って成績評価を実施し、「成績評価の異議申立てに関する要項」に基づく成績評価を行い、異議申立ても起きていないことから、成績評価の正確さを担保していると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教養教育運営機構では、各部会が定める教育の目的に応じて、講義以外による教育の方法を採用している。「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」、「地域創成型学生参画教育モデル開発事業」等、さまざまな取組を行っている。

【改善を要する点】

単位の実質化については、教養教育運営機構の教養教育に対する責任を、適切な組織体制の整備によって強化し、受講生の教養教育に係る課外学習への取組をより積極的なものにしていくことや、実験科目の充実を図っていくことなどが必要である。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、授業科目の内容が教養教育の編成の趣旨に沿ったものとなるよう、大学入門科目、主題科目、共通基礎科目を配置し、リメディアル教育、佐賀環境フォーラム、地域創成型学生参画教育モデル開発事業等、学生のニーズや社会からの要請に応じた教育を行い、最新の研究成果を授業の中で紹介している。また、さらなる改善の余地はあるが、授業時間以外の自己学習を促すため、オンラインシラバスで自己学習の内容を指示するなどの工夫を行っている。教養教育運営機構では、卒業認定は実施していないが、「成績評価基準等の周知に関する要項」、「シラバス作成に関する要項」に従って、授業科目毎の成績評価の基準をシラバスに記載し、学生に周知するとともに、これらの基準に従って、評価を実施している。

このことから、教養教育運営機構では、教育の目的に照らして教養教育を体系的に編成し、教養教育を展開するにふさわしい授業形態、学習指導方法等を整備していると判断できる。

5 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

(1) 教育目標の明示の方法

入学時に各学部のガイダンスで、教養教育についても説明している。また、教養教育運営機構のホームページによって、大学入門科目、主題科目、共通基礎教育科目毎に教養教育の目的等を学生向けに周知するとともに（資料6-1-①-1）、オンラインシラバスにより、授業科目毎の開講意図や到達目標を明示している。

資料6-1-①-1 教養教育運営機構のホームページに掲載された教養教育の目的等

佐賀大学 教養教育運営機構

トップ > [学生向け]教養教育運営機構と教養教育 ▼クイックメニュー

佐賀大学における教育課程

佐賀大学の目的は、次のように定められています。

「佐賀大学は、教育基本法に則り、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して、学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与する。」(佐賀大学学則第2条)

さらに、教養教育の目的は、次のように考えられています。

「①民主社会の市民としての幅広く深い教養及び創造的な決断性と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育、②地域社会、国際社会に開かれた大学として、異文化や多様な価値観を理解し、人や自然との共生を推進するための教育、③課題探求能力と情報の分析・発信能力をもった国際的人材を育成するための教育」

これを学生諸君の側からみれば、大学の修学期間は、民主的な社会にあって幅広い創造的な決断性、豊かな人間性と深い専門知識をもった国際感覚のある市民となるための大事な基礎をつくる時期ということになります。ボーダーレスといわれる現代社会にあっては、小学校の時から大学までの直線的な教育期間だけが学んできた時期ではありません。生涯学習といわれるように、学ぶということは、大学卒業後においても、人生の大事な事業の一部であり続けます。大学の修学期間は、生涯学習の一つの基礎づくりの期間とも言えるのです。

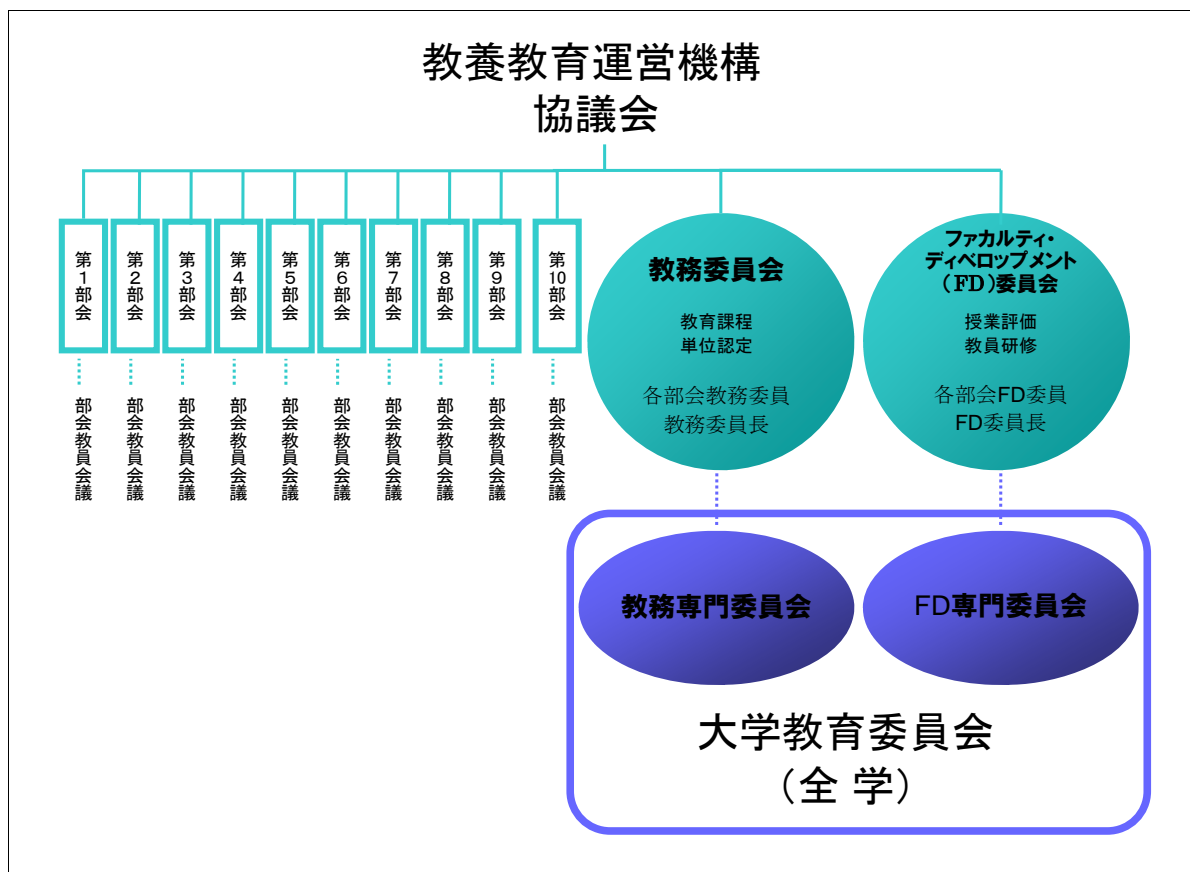
学部・学科・課程毎に選抜を行う本学の入学試験制度のもとでは、学生諸君は、自分の選んだ分野の専門知識を身につけて社会にその位置を定めたいと考えていると思います。その意味で、学生諸君は、自己の所属する分野の専門科目を学ぶ内的動機を持っています。しかし、狭い専門知識だけでは、境界を突破させつつ発展する現代社会では、十分な対応が難しいと思われれます。例えば、現代科学技術が持つプラスの面とマイナスの面の両面を見極めて対処するには、幅広い視野が要求されます。民主的な社会の優れた市民であるためには、経済や政治の動きに無関心であってはならないでしょう。的確な専門知識とともに創造的な決断性、豊かな人間性と国際感覚を身につけることの意義がそこにあります。しかし、そのための勉強が単に単位を修得するためというようなことがあってはなりません。ここでも内的動機が大きな意味を持ちます。そこで、本学では、専門の科目を1年次から学習できるようにするとともに、教養的な科目を高学年でも学ぶことができるようにしています。以下、本学の教育課程の構成、各教育科目の役割、何年次生の時、何を学ぶのかという教育課程の学年進行等について説明します。

(出典 佐賀大学教養教育運営機構ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student1.html>)

(2) 教育を点検する取り組み

機構長を委員長とする FD 委員会（平成 20 年度からは FD 担当の副機構長を委員長に任命）を設置し、第 1 部会から第 10 部会に FD 委員を置くとともに、各部会が開催する部会教員会議等において、教育の方法や内容等について協議している（資料 6-1-①-2 及び資料 6-1-①-3）。また、「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に基づき、授業科目の担当教員は「授業点検・評価報告書」を作成するとともに Web 上で公開し、FD 委員会では「教養教育運営機構組織別授業評価報告書」を作成し、大学教育委員会に提出している。

資料 6-1-①-2 教養教育運営機構 FD 実施組織図



資料 6-1-①-3 部会教員会議の開催例

題名	【100121:低セ日野】第7部会会議の開催について(確定のご案内)
差出人	Takenori HINO

平成22年1月21日

教養教育運営機構
第7部会 正会員・準会員 各位

第7部会長 青木歳幸
(地域学歴史文化研究センター)

第7部会会議の開催について(確定のご案内)

去る1月14日付の日程調整ではご協力いただき、ありがとうございました。

第7部会会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

多くの先生方に参加いただける時間帯を優先させていただきました。あしからずご了承下さい。

また、お返事をいただけなかった先生方におかれましては、次年度役員改選等の重要案件が予定されていますので、ご都合よろしければぜひご出席下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

■日 時：平成22年1月27日(水) 15:30～16:30
■場 所：教養教育1号館2階 123番教室

■当日の議題：
1) 教養教育機構長の部会推薦について
2) 部会長の改選について
3) 部会幹事(教務委員、広報委員、FD委員)の改選について
4) その他

(C/C：教養教育教務係 服部浩之様、出雲大輔様、黒瀬康子様)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、第1部会から第10部会までの各部会が教員会議を開催し、教育の方法や内容等について協議するとともに、教務委員会及びFD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会を設置することにより、組織的な評価活動に取り組んでいる。このことから、教養教育の目的に照らして、教育活動の状況を検証・評価するための取組が行われていると判断できる。

観点6-1-②：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得，進級，卒業（修了）の状況，資格取得の状況等から，あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

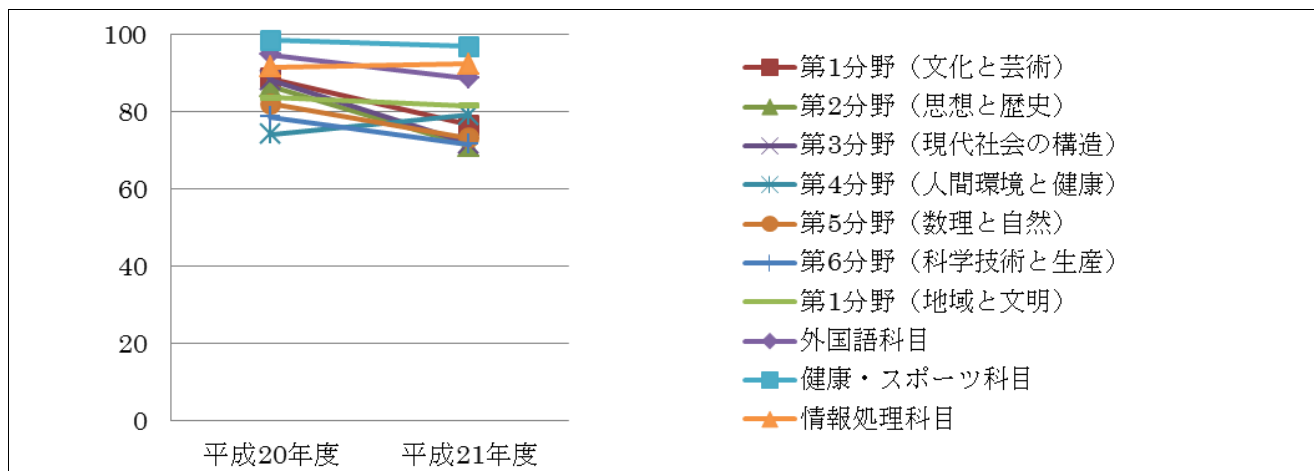
情報政策委員会による教員報告様式データによれば、授業を履修した学生中、合格した者のパーセント値は85%、平均点（履修放棄は除く）は78点となっている。教養教育科目の区分毎の合格率及び平均点は資料6-1-②-1の通りである。なお、平成20年度と比較してみると、合格率が87%から85%に下降しているが、平均点が73から78へと上昇している（資料6-1-②-2及び資料6-1-②-3）。

資料6-1-②-1 教養教育科目の合格率及び平均点

授業科目	合格率	平均点 (放棄は除く)
主題科目		
第1分野（文化と芸術）	76	73
第2分野（思想と歴史）	71	74
第3分野（現代社会の構造）	72	75
第4分野（人間環境と健康）	79	74
第5分野（数理と自然）	73	75
第6分野（科学技術と生産）	72	77
共通主題科目		
第1分野（地域と文明）	81	78
外国語科目	89	77
健康・スポーツ科目	97	84
情報処理科目	92	82

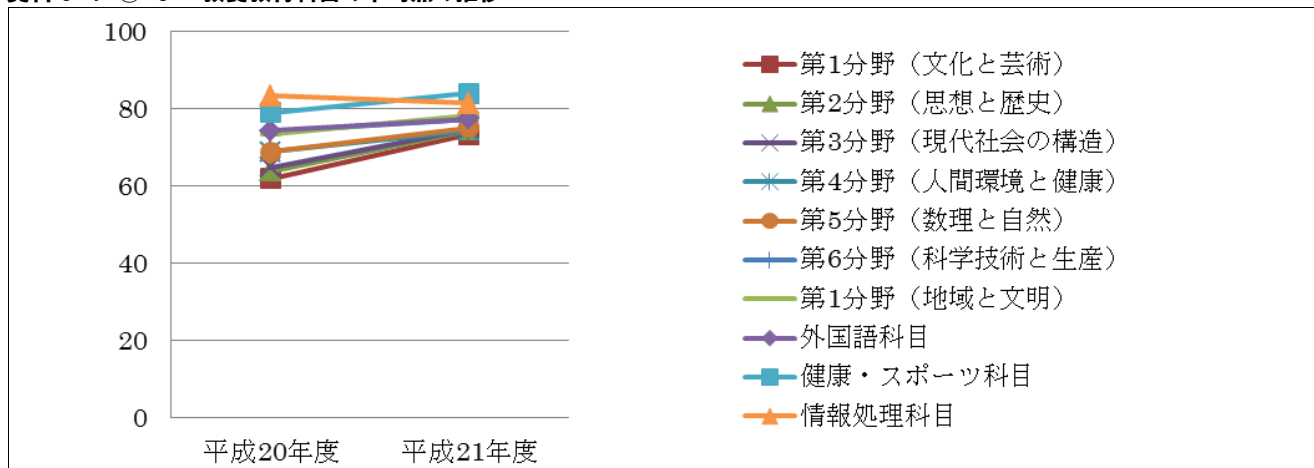
(出典 平成21年度教務課データより作成)

資料 6-1-②-2 教養教育科目の合格率の推移



(出典 平成 20 年度教員報告様式データ、平成 21 年度教務課データより作成)

資料 6-1-②-3 教養教育科目の平均点の推移



(出典 平成 20 年度教員報告様式データ、平成 21 年度教務課データより作成)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、平成 20 年度にくらべて合格率が下がっているものの、成績評価の平均点が上がっている。このことから、成績評価の厳格化を図った結果、学生の学修が質的に向上した可能性がある。ただし、依然として部会間の合格率と成績評価の平均点に差が残っていることから、引き続きこれを是正する策を講じる必要がある。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

(1) 学生による授業評価の実施状況

平成21年度の「学生による授業評価」の実施状況をみると、共通アンケート用紙を利用した科目数は前学期362科目中329科目、後学期315科目中293科目であった（資料6-1-③-1）。

資料6-1-③-1 学生による授業評価の実施状況

	対象数	実施数	実施率
平成21年度前学期	362	329	90.9
平成21年度後学期	315	293	93.0

（出典 大学教育委員会FD専門委員会『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』（平成21年度）7頁）

(2) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

学生対象アンケート

平成20年度に引き続き、学生（3年次）を対象としたアンケートを実施し、教養教育科目に対する満足度について5段階による評価を得ている（3以上がほぼ良好な状態にあると考えられる）。その結果、大学入門科目、主題科目等に対する学生（3年次）の平均的な評価は、いずれについても3.0を上回っており、ほぼ良好な状態となっている（資料6-1③-2）。また、大学教育委員会FD専門委員会『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』によれば、教養教育科目に対する満足度は1～5段階の4及び5が前学期、後学期とも約60%となっている（別添資料5-3-①-1）。

資料6-1-③-2 学生対象アンケートの満足度

授業科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学入門科目	3.29	3.37	3.36	3.44
主題科目				
第1分野（文化と芸術）	3.25	3.20	3.36	3.34
第2分野（思想と歴史）	3.14	3.09	3.23	3.23
第3分野（現代社会の構造）	3.10	3.17	3.29	3.27
第4分野（人間環境と健康）	3.28	3.28	3.36	3.43
第5分野（数理と自然）	3.15	3.18	3.30	3.31
第6分野（科学技術と生産）	3.18	3.28	3.36	3.35
共通主題科目				
第1分野（地域と文明）	3.04	3.12	3.27	3.25
外国語科目（英語）	2.97	2.92	3.03	3.14
外国語科目（初修）	3.18	3.31	3.29	3.33
健康・スポーツ科目	3.44	3.61	3.53	3.57
情報処理科目	3.14	3.23	3.28	3.29
外国人留学生のための授業科目	2.98	3.11	3.15	3.27

（出典 平成18～21年度佐賀大学学生対象アンケート報告書）

別添資料 5-3-①-1：大学教育委員会 FD 専門委員会『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』（平成 21 年度）35 頁

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、部会間に授業満足度の差がみられるものの、平成 18 年度から平成 21 年度にかけてやや改善される傾向にあることなどから判断して、教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について，就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

該当なし

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

教育成果に関する卒業生アンケート

平成20年度に引き続き、平成21年度の卒業予定者を対象として、共通アンケートを実施した。3年生を対象として実施した学生対象アンケート結果より、おしなべて高く評価されており、教養教育科目に対する満足感は、大学入門科目、主題科目のいずれも1～5段階の平均値が3.5以上となっている。また、共通基礎教育科目についても、外国語科目（英語）を除けば3.5を上回っている（資料6-1-⑤-1）。

資料6-1-⑤-1 卒業生予定者アンケートにみる満足感

授業科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学入門科目	3.45	3.52	3.57	3.57
主題科目				
第1分野（文化と芸術）	3.55	3.76	3.58	3.72
第2分野（思想と歴史）	3.42	3.45	3.45	3.50
第3分野（現代社会の構造）	3.37	3.50	3.50	3.56
第4分野（人間環境と健康）	3.64	3.81	3.63	3.68
第5分野（数理と自然）	3.47	3.64	3.54	3.56
第6分野（科学技術と生産）	3.51	3.72	3.68	3.63
共通主題科目				
第1分野（地域と文明）	3.19	3.56	3.59	3.57
外国語科目（英語）	3.14	3.24	3.17	3.24
外国語科目（初修）	3.40	3.50	3.52	3.55
健康・スポーツ科目	3.94	3.95	3.93	3.87
情報処理科目	3.45	3.41	3.38	3.51
外国人留学生のための授業科目	3.65	3.69	3.55	3.78

（出典 平成18～21年度国立大学法人佐賀大学共通アンケート（学部卒業予定者対象）報告書）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、部会間に卒業予定者による授業満足度の差はあるが、5件法による回答の平均値が概ね3.5を上回っており、平成18年度から平成21年度にかけてやや改善されている分野等がみられることから、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を設置し、専任教員を配置していない教養教育運営機構においても、組織的な評価活動を開始している。

【改善を要する点】

各部会が開講する授業科目の合格率には、部会間の著しい差がある。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、部会間に差がみられるものの、授業科目の合格率がやや低くなるなど成績評価の厳格化を進めながら、成績評価の平均値が平成 20 年度にくらべて上昇している。また、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて満足度の平均値がやや改善される傾向にある。これらのことから判断して、教育の成果や効果が上がっている。

6 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

機構としては、学生センターに教養教育教務窓口を設置し、主題科目の履修等に関する相談を受付けている。大学入門科目で、学習相談やキャリア教育など進路に関する教育などが行われることもある。初修外国語については、受験合格者は入学前に選択しなければならないので、合格通知書類とともに、各外国語の特質等を説明した書類を送り、初修外国語選択の参考としている。

また、「シラバス作成に関する要項」に定められた第3条第3項に基づき、担当教員が第1回目の授業において、該当科目のシラバスについて説明を行っている。また、前年度に設けた授業科目の履修選択に資する履修・相談のページ「履修相談Q&A」を「履修方法及び履修上の注意事項」として改訂した（資料7-1-①-1）。

資料7-1-①-1 教養教育の履修相談 Q&A のページ



佐賀大学 教養教育運営機構

トップ > [学生向け]履修方法及び履修上の注意事項

▼クイックメニュー

履修方法及び履修上の注意事項

3-8 履修相談Q&A

[Q1: 授業の履修について](#)

A1: 授業を履修する場合は、履修登録期間、及びそれに続く履修登録の変更期間に所定の手続きを行わなければなりません。科目により、学科等の指定があるもの、欠員があれば受け付けるものなどがありますので、教養教育講義概要中の履修の手引き、各期の時間割、掲示等に注意してください。

[Q2: 履修登録・追加募集について](#)

A2: 在校生は、前期8月下旬、後期9月中旬から10日程度の期間を設けますので、各自がWebで登録してください(登録は[こちら](#)から)。但し、主題科目は希望者が多い場合は抽選を行い、一方、少ない場合は追加募集を行ないます。抽選にもれた方で他の主題科目の履修を希望する場合は、窓口での受付となります。登録期間、追加募集期間のいずれも掲示によりお知らせします。その他にも、科目により履修に関する取り扱いが異なる場合がありますので、掲示等に注意してください。

[Q3: 分野登録について](#)

A3: 分野登録は、1年次後期の登録期間(10月初～中旬)に教務課教養教育教務の窓口に登録希望書類を提出することにより行ないます。また、2年次後期の登録期間までは、変更が可能です。具体的な登録期間及び変更期間は、学期により異なりますので、掲示によりお知らせします。

[Q4: 主題科目の取り方について](#)

A4: 主題科目は、各学部・課程毎に卒業要件単位が定められており、その内8単位は、自分の希望で登録した分野から履修することとされています。詳しくは、教養教育講義概要内に記載されている「履修の手引き」をご参照ください。

[Q5: 外国語の単位認定について](#)

A5: 英語(英検など)のほか、ドイツ語(独検)及びフランス語(仏検)の単位認定を、前期は4月中～下旬、後期は10月上旬に受け付けています。なお、教員免許状取得希望者を除き、認定される単位数は、最大でも卒業要件単位数の不足分となります。

(出典 佐賀大学教養教育運営機構ホームページ http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student3_8.html)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、ガイダンス機能を強化していく必要があるものの、教養教育教務窓口を設置し、主題科目の履修等に関する相談を受け、履修選択のための Web ページを設けていることから、主題科目の履修選択のガイダンス機能を果たしていると判断できる。

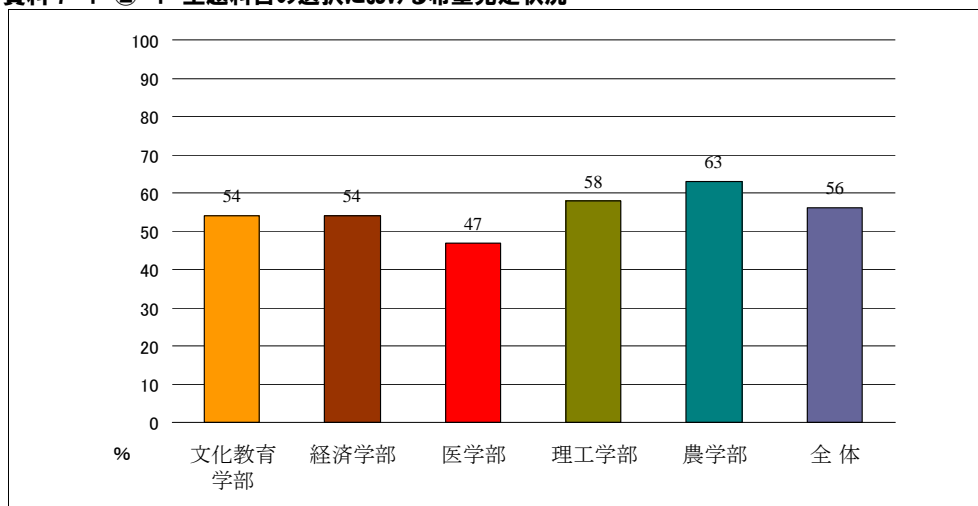
観点7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズの把握

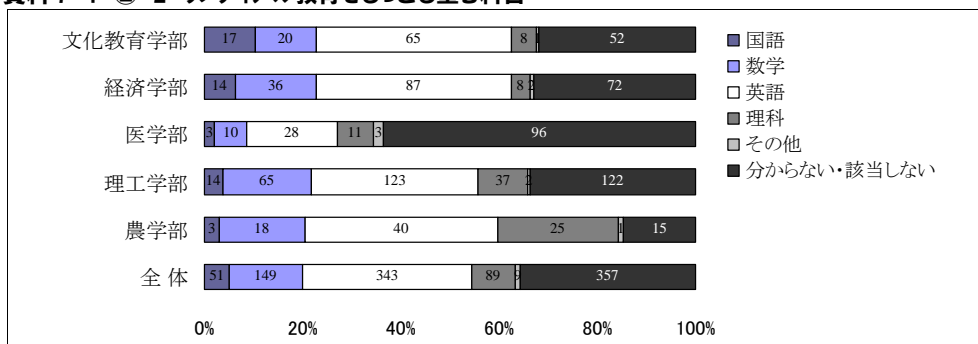
大学教育委員会・高等教育開発センターによる「学生対象アンケート」及び「国立大学法人佐賀大学共通アンケート（学部卒業予定者対象）」を活用し、教養教育や学習支援に関する学生のニーズを把握している（資料7-1-②-1、資料7-1-②-2）。また、授業科目毎に、学生による授業評価を実施するとともに報告書にまとめ、授業科目や第1から第10部会の授業科目に対する学生の満足感から、学生のニーズを分析している（別添資料6-1-③-1）。

資料7-1-②-1 主題科目の選択における希望充足状況



(出典 平成21年度佐賀大学学生対象アンケート報告書, 36頁)

資料7-1-②-2 リメディアル教育をもっとも望む科目



(出典 平成21年度佐賀大学学生対象アンケート報告書, 37頁)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、学生の学習相談を直接に受け付けていないが、各種アンケート調査の結果に基づき、学習支援を含めた学生のニーズを分析していることから、学習支援に関する学生のニーズについては把握できていると判断する。

観点7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

特別な支援が必要な者への学修支援

1) 留学生に対する支援

留学生については、日本語科目を開設し、日本語科目を履修することで外国語の単位とするなどの配慮をしている（教養教育科目履修細則別表1備考1(2)）。また、留学生のために日本事情を開設するとともに（教養教育科目履修細則第9条）、留学生センター所属の日本語担当教員がオフィスアワー等を利用し、留学生の修学上の問題や日常生活の相談を受け付け、支援を行っている。

資料7-1-④-1:外国人留学生のための授業科目及び単位数表

別表Ⅲ（第9条関係） 外国人留学生のための授業科目及び単位数表	
授 業 科 目	単 位
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
日本事情Ⅲ	2

備考 1 上記の授業科目について修得した単位は、履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
2 上記の3科目6単位を修得したときは、この細則第7条第5項により登録した主題分野について修得すべき8単位のうちの6単位に振り替えることができる。ただし、残余の2単位は、登録した主題分野から修得しなければならない。

（出典 佐賀大学教養教育科目履修細則 <http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/kyoyokamokusaisoku.htm>）

2) 社会人に対する支援

科目等履修生の受入れを行っている。その際、続けて履修する場合は、入学料を免除している。平成21年度は、前学期3名（5科目）、後学期1名（1科目）の科目等履修生を受け入れている。

3) 障がい（害）者に対する支援

障がい者が入学した場合、所属する学部の長が当該学生の履修する授業科目の担当教員に配慮を要請し、教養教育運営機構でも要請があれば応じている。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、留学生に向けた日本語科目の開講、障がい（害）のある学生に対する授業担当教員による支援を行っている。さらなる改善の余地はあるものの、平成21年度も引き続き障がい（害）のある学生にノートテイカーを随伴させる取組を行っている。

観点7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

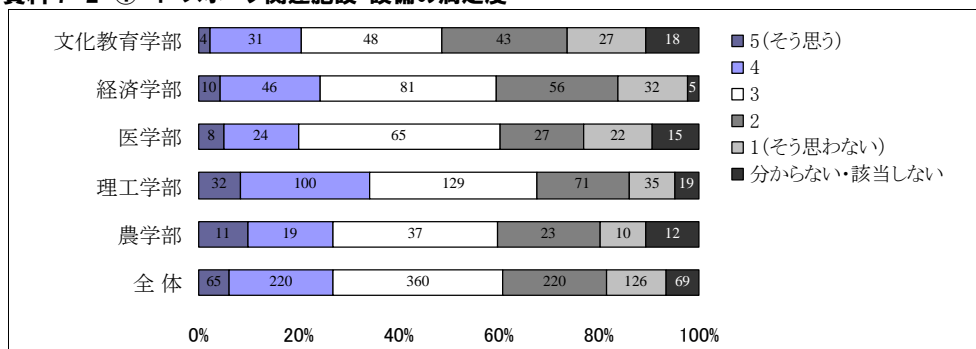
【観点に係る状況】

(1) 自習室の設置状況

学生は、教養教育運営機構の空いている教室で自習することができる。平成21年度には、教養教育運営機構の自学自習室（5室）を文化教育学部9号館に設け、平成22年度からの利用に向けて整備を進めている。また、学生がマイペースで語学力アップをはかれるよう、平成16年度からLM自習室を開設するとともに、LM準備室に事務補佐員1名を配置している。インターネットに接続するコンピューターを8台設置（2台増加）し、英語をはじめ諸外国語の学習ソフト、検定試験用参考資料を備えて学生に提供している。

学生のスポーツ活動のニーズは高い。多様な用具を準備し貸し出しを行っている。ただし、体育館使用に関してはほとんどの時間帯で授業が行われており、学生のニーズに応えられない状況である。なお、学生（3年次）対象アンケートによれば、スポーツ関連施設・設備への満足度は低く、1～5段階の回答の平均が2.9となっている（別添資料3-2-②-1）。

資料7-2-①-1 スポーツ関連施設・設備の満足度



(出典 平成21年度佐賀大学学生対象アンケート報告書, 9頁)

(2) 自主的学修環境（情報機器を含む）の整備状況と満足度

LL教室及びCALLシステムを整備している。学生（3年次）対象アンケートの結果を参照すると、教養教育の設備・機器等への満足度は平成18年度が約3.3、平成21年度が約3.5となっている。外国語教育の設備・機器等への満足度については、平成18年度が約3.4、平成21年度が約3.5である（別添資料7-2-①-2）。

平成16年度に設置されたLM自習室では、語学力アップをめざす学生に平日の9時から17時まで開放され、インターネットに接続できるコンピューターを8台設置し、英語（<e-sia>、TOEFL、TOEIC）の他諸外国語の学習ソフト、検定試験用参考資料を備えた学習環境を提供している。

別添資料3-2-②-1：佐賀大学学生対象アンケート報告書（平成21年度）62頁

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、自習室は設置していないが、LM自習室やLL教室を自主学習のために利用することができ、LM準備室には事務補佐員を配置していることから、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断できる。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教養教育運営機構では、授業に支障が生じない限り、サークル活動等に教室の使用を許可している。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動に直接的な支援は行っていないが、教養教育運営機構の施設・設備の利用を許可しているという点で、概ね適切な支援が行われていると判断する。

観点7-3-①：生活支援等※)に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

相談体制の整備状況

教養教育運営機構独自の制度は持たないが、学生センターに「学生なんでも相談窓口」を設置し、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談に対し、非常勤の学外カウンセラーによる助言を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構は学生定員のない組織であるが、学生の相談・助言を行う在り方について検討していく必要がある。

観点7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

特別な支援が必要な学生への生活支援等については、留学生センターや学生生活課が全学的な窓口を務め、個別の生活支援については、ノートテイクや授業担当教員が担当している。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、留学生や障がい（害）のある学生への支援制度を持たないが、概ね必要な生活支援を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

LM 自習室や LL 教室を学生の自主的学習のために活用している。

【改善を要する点】

主題科目の履修選択に関するガイダンスを強化するとともに、今後、学生の相談・助言を受け付ける体制を確立することを検討していく必要がある。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、教養教育教務窓口を設置し、主題科目の履修等に関する相談を受け付けている。また、留学生に向けた日本語科目の開講、障がい（害）のある学生に対する授業担当教員による支援を行っている。平成 20 年度には障がい（害）のある学生にノートテイクを随伴させる取組を行っている。なお、教養教育運営機構では、LM 自習室や LL 教室を自主学習のために利用でき、LM 準備室には事務補佐員を配置している。

以上から、教養教育運営機構では、さらなる改善の必要はあるが、学習を進める上での支援を概ね適切に行い、自主的学習環境を整備していると判断できる。

7 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

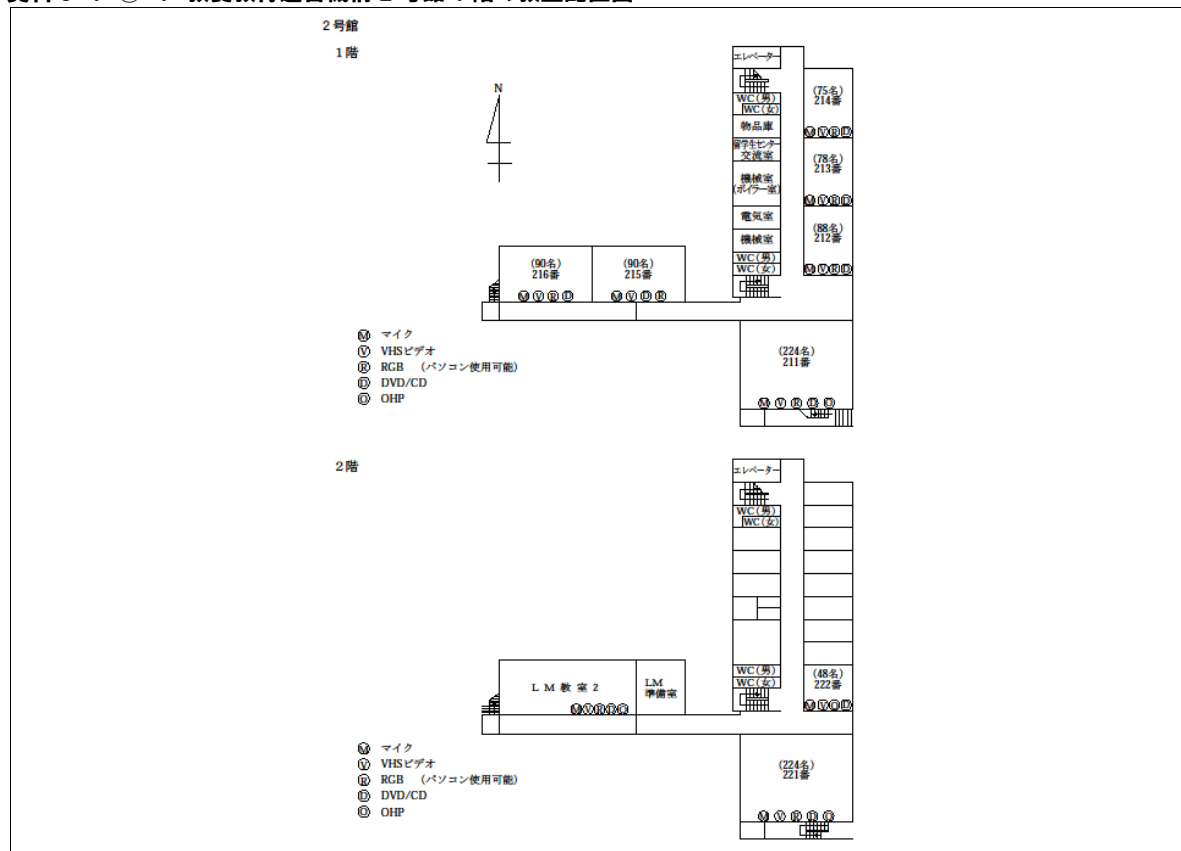
【観点到に係る状況】

施設・設備の整備状況

(1) 講義室等

講義は、主として教養教育1号館、2号館及び大講義室で行われている（資料8-1-①-1）。教養教育1号館の講義室は総計19室、講義室建物面積は1717㎡、総収容人員数は1587人である。2号館の講義室は総計12室、講義室建物面積は1289㎡、総収容人員数は1298人である。大講義室は1室、建物面積は336㎡、収容人員は341人である。なお、平成21年度の前学期は改修のため、大講義室を使用していなかったが、後学期の平均使用率は10%となっている（資料8-1-①-2、資料8-1-①-3）。ほとんどの講義室にVHSビデオ、DVD、プロジェクタ、空調設備等が整備されている。

資料8-1-①-1 教養教育運営機構2号館1階の教室配置図



(出典 平成21年度学生便覧一履修・学生生活の手引き一, 413頁)

資料 8-1-①-2 教室使用状況(前学期)

教室の種類	教室数	教養教育科目 で使用	専門科目で 使用 (内数)	使用率 %		
				週 25 コマで計算	週 20 コマで計算	
一般教室	15～48名収容	2	7	文 11 留 12 院 3	14.0	17.5
	49～99名収容	12	111	文 69 経 4 理 1 留 13 院 2	37.0	46.3
	100～149名収容	9	93	文 26 経 3 理 3 留 8 院 4	41.3	51.7
	224名収容	3	15	文 13 経 15 理 2 農 1 留 2	20.0	25.0
小 計	26	226	194	34.8	43.5	
大講義室						
LM1教室	1	7	文 4 経 2 留 5 院 1	28.0	35.0	
LM2教室	1	15	文 1 経 2 留 3	60.0	75.0	
実験室	2	3	文 7 理 5	6.0	7.5	
その他						
	127(演習)	1	2	文 14 院 1		
	128(演習)	1	0	文 16 留 1		
体育施設						
小 計	6	57	62			

(出典 教養教育運営機構教務関係資料集[平成 21 年度]前学期)

資料 8-1-①-3 教室使用状況(後学期)

教室の種類	教室数	教養教育科目 で使用	専門科目で 使用 (内数)	使用率 %		
				週 25 コマで計算	週 20 コマで計算	
一般教室	15～48名収容	2	7	文 8 留 19 院 6	14.0	17.5
	49～99名収容	12	116	文 59 経 7 理 2 留 6 院 1	38.7	48.3
	100～149名収容	8	81	文 35 経 3 理 5 留 1	40.5	50.6
	224名収容	3	19	文 14 経 6 理 9	25.3	31.7
小 計	25	223	181	35.7	44.6	
大講義室	1	2	経 1 文 6 理 1	8.0	10.0	
LM1教室	1	4	文 2 経 2 理 1 留 4	16.0	20.0	
LM2教室	1	15	文 2 経 1 理 1 農 1 留 2	60.0	75.0	
実験室						
その他						
	127(演習)	1	0	文 4 留 20		
	128(演習)	1	0	文 3 留 18		
体育施設		30	30			
小 計	5	51	99			

(出典 教養教育運営機構教務関係資料集[平成 21 年度]後学期)

(2) 実験・実習室

実験室は化学・生物実験室 1 室と物理・地学実験室 1 室がある。化学・生物実験室の建物面積は 231 m²、物理・地学実験室の建物面積は 231 m²で、使用率は前学期が約 8%となっている(資料 8-1-①-2)。

体育・スポーツ関係の施設としては、体育館、スポーツセンター、陸上競技場、野球場、テニスコートなどがある。健康スポーツ科目の授業及び課外活動における使用率は高い。しかし、学生のニーズに応えるには不十分である。

(3) 自学室など

資料 8-1-①-2 に示すように、LM 教室 1・2 及び LM 自習室を設置し、学内 LAN に接続された PC を利用できるようにしている。また、学生便覧に利用の方法など記載することにより、学生に周知している。これらの設備は、教養教育運営機構の補助組織である LM 運営委員会と CALL システム運営委員会によって管理・運営されている。LM 教室 1 は 1 室、建物面積は 135 m²、収容人員は 48 人、

パソコンは48台であり、使用率はLM教室1が前学期28%、後学期16%である。LM教室2は1室、建物面積は161㎡、収容人員は64人、パソコンは64台、使用率は前学期、後学期とも60%となっている。なお、平成21年度から平成22年度にかけて、文化教育学部9号館1階に教養教育運営機構の自学自習室1～5を設け、平成23年度からの運用に向けて整備を行っている。

資料 8-1-①-2 LM 教室等の設備

	面積 (㎡)	机・テーブル (数)	椅子 (数)	PC (数)	利用規程等
LM 教室 1	135	24	48	48	有
LM 教室 2	161	32	64	64	有
LM 自習室	22	8	8	8	有

(4) 学生アンケートの結果

平成21年度に実施した佐賀大学学生対象アンケートによれば、本運営機構の施設・設備に関する満足度は3.49であり、学部の3.44と比べても遜色がない。また、スポーツ関係は2.88と低く、整備が遅れていることがわかる(別添資料3-2-②-1)。実験室については、教養教育運営機構1号館の改修により、整備を行った。教員の負担の問題で実験関係の授業科目が十分に開設されていないが、講義科目であっても実験室を整備し活用することが必要である。

なお、必ずしも設備等の充実度が高いほど満足度も高いとは言えない。例えば、スポーツは、設備は不十分だが、授業満足度は比較的高い。これは、不十分な設備を工夫して利用し良い授業を行おうとする教員の熱意によるところが大きいと考えられる。

別添資料 3-2-②-1：佐賀大学学生対象アンケート報告書（平成21年度）62, 63 頁

施設・設備の利用状況

平成21年度のLM教室1を利用した授業科目は前学期7コマ、後学期4コマ、LM教室2は前期15コマで後期は15コマであった。学生はLM自習室だけでなく、空き時間帯にはLM教室も自習用に利用できる。

教養教育運営機構2号館に設置されたエレベーターや車椅子用のスロープについては、障がい(害)のある学生が建物内を昇降するのに利用されている。平成20年度の教養教育運営機構1号館の改修に伴って設置したエレベーターについては、障がいのある学生以外の使用を禁止している。また、平成21年度には教養教育運営機構1号館1階に障がい者用のトイレを設置するなど、施設・設備のバリアフリー化を行った。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構の施設・設備に対する学生の満足度は決して高くないが、講義室や実験室、自主学习に利用できるLM教室等を備え、教養教育運営機構1・2号館にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化が図られている。以上から、教養教育運営機構の施設・設備は概ね適切に整備され、活用されていると判断する。

観点8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT※)環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

ネットワークの整備状況

学内LANを利用できるPCを、LM教室1に48台、LM教室2に64台、LM自習室に8台設置し、学生がインターネットを利用できる環境を整えている。これらの設備は、教養教育運営機構の補助組織であるLM運営委員会とCALLシステム運営委員会によって管理・運営され、利用の方法については学生便覧に記載して学生に周知している。旧LM教室は設備が古くなっていたため、上記両委員会が整備計画を検討し、その結果LM教室1については平成18年4月に機種をWindowsに変更しインターネット授業が可能な最新設備に更新した。また、LM教室2についても同年10月にマルチメディア化した。

また、活用状況の具体的な調査はなされていないが、教養教育運営機構の各教室にも学内LANのネットワークが配線されており、授業において活用されている。

さらに、文部科学省の平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択された「ネット授業の展開」によりICTを活用した教養教育科目が開講され、eラーニングスタジオがネット授業などのコンテンツ制作に取組み、ICT環境を整備している。平成21年度には、文部科学省の質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）に採択された「創造的人材育成～誰でもクリエイター～」により、ICT活用推進委員会、デジタル表現技術者養成教育実施委員会を設置し、ICT環境のさらなる整備に取組んだ（資料8-1-②-2）。

なお、平成20年度以降に行われた改修によって、ネットワーク環境の整備も併せて行っている。

資料8-1-②-1 eラーニングスタジオのWebページ

(出典 佐賀大学 eラーニングスタジオ <http://net.pd.saga-u.ac.jp/e-learning/>)

資料 8-1-②-2 デジタル表現技術教育プログラムの授業科目一覧

(平成 21 年度入学生対象)

■選択科目■ (教養教育主題科目)

教養教育主題科目の以下の科目の中から最低 4 科目 (8 単位) を選択して履修してください。この単位は、そのまま主題科目の単位としても認定されます。1 年次後学期の分野登録 (最低 8 単位を取得する分野) の際には、第 1 分野を登録すると良いでしょう。

形式	科目名	分野		形態	定員	担当
講義	情報メディアと倫理	主題第 3 分野	前期	木 1	100	大谷 誠
講義	芸術と表現 (画像へのアプローチ-その背景と視点-)	主題第 1 分野	前期	木 2	100	大塚 清吾
講義	芸術と表現 (映画製作)	主題第 1 分野	前期	木 2	100	西村 雄一郎
講義	シナリオ入門	主題第 1 分野	前期	集中	100	柴田 喜幸
講義	デザインインテグレーション	主題第 3 分野	前期	集中	100	臼井 稔
講義	身体表現入門	主題第 4 分野	前期	集中	100	森田 雄三
演習	教育デジタル表現	主題第 1 分野	後期	木 2	40	穂壁下 茂
講義	インタラクショナル・デザイン	主題第 1 分野	後期	木 1	100	角 和博
講義	デザインマーケティング	主題第 3 分野	後期	集中	100	森戸 裕一
講義	芸術と表現 (デジタル表現技法)	主題第 1 分野	後期	木 1	100	西村 雄一郎
講義	プロデューサー原論	主題第 1 分野	後期	木 2	100	大塚 清吾
講義	クリエイターのための著作権法概論	主題第 3 分野	後期	集中	100	尾崎 史郎

■専門科目■

各学部の専門科目の卒業認定単位として一部単位数を算入することができます。算入可能単位数は、各学部の学科、課程、選修によって異なります。所属する学部の履修細則で確認してください。例えば、文化教育学部の美術・工芸課程では、専門科目の自由選択科目として 20 単位が認められていますので、以下の必修科目 16 単位すべてを専門科目の単位にすることが可能です。

<1 年次必修科目>

形式	科目名	分野		形態	定員	担当
演習	Web 表現	専門	前期	木 3	40	高崎 光浩
演習	デジタル表現 I	専門	前期	木 1	40	穂壁下 茂
演習	デジタル表現 II	専門	後期	木 3	40	高崎 光浩
演習	デジタルメディア・アート	専門	後期	集中	40	中村 隆敏

<2 年次必修科目> (平成 22 年度から開講)

形式	科目名	分野		形態	定員	担当
演習	デジタルメディア・デザイン	専門	前期	木 2	40	中村 隆敏
演習	アニメーション表現	専門	前期	集中	40	中村 隆敏
演習	コンピュータ・グラフィックス表現	専門	後期	木 2	40	中村 隆敏
実習	デジタル表現修了研究	専門	後期	随時	40	全員

(出典 デジタル表現技術教育プログラム「履修の手引き」[平成 21 年度版])

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構の施設・設備には学内 LAN を利用できる PC が設置され、e ラーニングスタジオと連携してネット授業を配信できる体制が整えられていることから、教養教育の遂行に必要な ICT 環境が整備されていると判断できる。

観点8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

（1）運用に関する方針

教養教育運営機構が保有する施設・設備の保守や更新については、LM運営委員会とCALLシステム運営委員会が管理運営に当たっている。観点8-1-①で示したLM自習室は、学生が自主学習に利用することを目的として設置されている。また、LM教室1及びLM教室2についても、授業に使用している校時を除き、学生が自主学習に利用できることとしている。

上記以外に、教養教育運営機構の各教室は、サークル活動などに利用することを認めている。

（2）周知の方法

教養教育運営機構では、教室等施設・設備の利用についての手続き方法あるいは語学の自学自習のためのCALL教室の利用等を学生便覧に記述して周知している。平成20年度からは教養教育運営機構ホームページの「学生向け情報」に学生便覧の該当頁を掲載している（資料8-1-③-1）。

資料8-1-③-1 教養教育運営機構LM教室等の利用方法

● 教養教育運営機構マルチメディア語学演習室（LM教室）について

（場所）教養教育運営機構2号館の北側に張り出した部分
LM教室1（マルチメディア対応）2号館3階
LM教室2（マルチメディア対応）2号館2階
LM自習室……2号館の3階、階段を上がって左側
LM準備室……LM教室1に附設されています。ここに事務補助員がいます。

（目的）
さまざまなメディアを用いて多形態の語学授業を展開するとともに、学生の皆さんの自主的な語学自習のサポートを目指しています。
なお、鍋島キャンパスにも独自にCALL教室があり、英語の授業などで使われています。

（授業での利用）
LM教室1……通常のLL装置による授業や視覚教材の利用、コンピュータを媒介とする双方向的な授業やマルチメディア教材の提示、さらに「英語学習支援システム（e-sia）」を使ったりすることが可能です。
☆ e-siaとは……インターネット配信されるeラーニングツールのこと。特に、TOEICの得点力のアップをサポートしてくれるもので、佐賀大学関係者なら誰でも大学の内外からアクセスして利用できます。佐賀大学HPの「CALLシステム」のところから入って、IDを取得した上で随時に利用、学習ができます。

（出典 佐賀大学教養教育運営機構ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/5.html>）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、LM教室やLM自習室を学生の自主学習に利用できるよう、利用方法を定め、学生便覧に掲載していることから、施設・設備の運用に関する方針が定められ、学生に周知されていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

eラーニングスタジオとの連携により、ネット授業を配信できる ICT 環境が整えられている。

【改善を要する点】

建物の老朽化が著しく、スポーツなど学生の満足度が高くない施設・設備が残っている。ただし、平成 19 年度補正予算による教養教育運営機構 1 号館の改修をはじめ、施設・設備等の整備を進めている。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構の 1 号館および 2 号館には、講義室や実験室、自主学習に利用できる LM 教室及び LM 自習室が備えられている。1 号館及び 2 号館にはエレベーターが設置され、バリアフリー化に対応している。また、LM 自習室や LL 教室に学内 LAN を利用できる PC を設置している他、eラーニングスタジオと連携してネット授業を配信できる体制が整えられている。

これらのことから、教養教育運営機構の施設・設備として、学生の自主的学習環境、教養教育の遂行に必要な ICT 環境が整備され、活用されていると判断できる。

8 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教養教育運営機構に、機構長を委員長とする評価委員会を設置し、自己点検・評価を行うための教育活動の実態を示すデータや資料を収集している。また副機構長のうち1名が評価担当となっている（資料9-1-①-1）。

自己点検・評価に必要なデータや資料として、授業科目の開設状況や履修状況について、毎学期毎に調査するとともに、学期毎に「教養教育運営機構教務関係資料集」（別添資料9-1-①-1）にまとめ、第1部会から第10部回までの教務委員等に配布している。教員個人からは、情報政策委員会が制定した教育活動を含む評価基礎情報データベース（旧教員報告様式）によって教育活動の実態を示すデータを集め、各部会からは、部会教員会議等の組織的な活動についての情報を収集し、教育活動等実績報告書としてまとめている。さらに、学生からは、「学生による授業評価」によるデータ、学生対象アンケートや卒業予定者対象アンケートの結果をまとめた報告書などによって、活動の実態を示すデータや資料を収集・蓄積している。

資料9-1-①-1 教養教育運営機構評価委員会内規

<p>佐賀大学教養教育運営機構評価委員会内規 (平成18年3月22日制定)</p>
<p>(設置)</p>
<p>第1条 佐賀大学教養教育運営機構（以下「機構」という。）に、佐賀大学教養教育運営機構運営規程（平成18年3月22日制定）第3条の規定に基づき、評価委員会を置く。</p>
<p>(審議事項)</p>
<p>第2条 評価委員会は、機構の評価に関する重要事項及び評価に基づく機構の活動の改善に関する重要事項について審議する。</p>
<p>(組織)</p>
<p>第3条 評価委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号の委員をもって組織する。</p>
<p>(1) 機構長</p>
<p>(2) 副機構長</p>
<p>(3) 部会長</p>
<p>(委員長)</p>
<p>第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。</p>
<p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p>
<p>3 委員会に副委員長を置き、機構長補佐をもって充てる。</p>
<p>(議事)</p>
<p>第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。</p>
<p>2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(代理人の出席)</p>
<p>第6条 委員会は、委員が委員会に出席できない事情が生じた場合には、当該委員が所属する部会等からの代理人の出席を認めることができる。</p>
<p>(委員以外の者の出席)</p>
<p>第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席者を求め、その意見を聴くことができる。</p>
<p>附 則</p>
<p>この内規は、平成18年4月1日から施行する。</p>

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、評価委員会を中心として、教育活動に関する各種データを利活用し、高等教育開発センターが作成する教育活動等調査報告書に活動の概況を記載している。このことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を収集し、蓄積していると判断できる。

観点9-1-②：大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

在校生を対象とした「学生による授業評価」、「学生対象アンケート」、卒業予定者を対象とした「国立大学法人佐賀大学共通アンケート」を実施し、学生の意見を聴取している。教職員の意見については、教養教育運営機構協議会での部会長等の報告を通して聴取している。

また、「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に基づき、授業科目の担当者は次年度の授業改善目標を立て、教務システム上で「授業点検・評価報告書」として公開している（資料9-1-②-1）。

資料9-1-②-1 教務システム上に公開された「授業点検・評価報告書」の例

授業の優れた点及び改善を要する点	
<p>【優れた点】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 平成20年度の学生による授業評価の結果から導き出した授業改善目標に従って、スライド資料を更新したところ、B03「黒板・ホワイトボード、スライド等の使い方が効果的である」は、全体平均が3.57であるのに対して、4.25となった。2. D01「この授業を受講して満足が得られた」は、平成20年度とほぼ同じではあるが、4.25であった。 <p>【改善を要する点】</p> <ol style="list-style-type: none">1. オンラインシラバスに次回までの課題を記載し、課題の提出を求めていたが、A03の「復習を毎週の程度していますか」は、全体平均よりやや低かった。	※全角1,200文字まで
次年度の授業改善目標	
<ol style="list-style-type: none">1. 本授業では、基本的に「復習」を課しておらず、「予習」あるいは準備作業を次回までの課題にしているケースが多いことから、復習時間が少なくなるものと思われる。復習が本授業の目標に適しているかを検討し、必要に応じて復習を課すことにする。	※全角1,200文字まで
確定状態	
<input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 一時保存	

(出典 佐賀大学学務部教務システム <https://lc.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyoumu/UI/html/start.htm>)

【分析結果とその根拠理由】


教養教育運営機構では、高等教育開発センターが全学的に実施する各種アンケート調査等を利活用し、全学的に制定された「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に従って、次年度の授業改善計画を「授業点検・評価報告書」に記載し、Web上で学内公開している。これらから、教職員及び学生の意見を聴取し、教育の改善に向けた継続的な取組を行っている判断できる。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」の第6条「部局等評価に関しては、必要に応じ、在学生、卒業生、学外者等の意見を聴取するものとする」に基づき、平成20年度の自己点検・評価報告書について、学外者による検証を受けた（資料9-1-③-1）。平成20年度については特に指摘された事項はなかったが、平成21年度から高大接続科目として「基礎化学」、「基礎数学」、「基礎力学」を開講し、引き続き少人数による学生参加型の授業を行う共通主題分野「地域と文明」の授業科目の増設に向けて努力し、5科目増の17科目を開講するなど、学外関係者の意見をカリキュラム編成に反映させている。

資料9-1-③-1 教養教育運営機構の自己点検・評価に対する意見

国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書	
部局の名称	教養教育運営機構
部局等評価の実施時期	平成21年12月11日
1. 評価手法	
当該部局から提出された評価手法に関する資料に基づき報告書の評価手法について検証した結果、評価手法に沿って一連の作業が進められたと判断されたので、特に指摘する点はない。	
評価手法は項目毎に適切であり、綿密に行われた。	
2. 評価基準	
当該部局から提出された評価基準に関する資料に基づき部局等評価の評価基準について検証した結果、評価基準は適切であった。	
3. 評価の妥当性	
当該部局から提出された事故点検・評価報告書に基づき部局等評価の妥当性について検証した結果、評価は評価基準に照らして妥当である。	
いくつかの疑問点については、面談評価の時間をもうけて説明を受け、確認することで、解消できた。特に、前回評価に対する要望として、教養教育運営機構が特に企画・立案した事項についても詳細に説明を受け努力の成果が伺われる。	
当該運営機構が大学の教養教育のレベルアップにつながる教員自らの意識改革を目的としてきめ細かい組織整備とそれらの組織的運営法を構築してきたことは評価できる。	
佐賀大学教養教育運営機構は高等教育開発センターとの連携の下、各部局から教育分野毎の部局から選出された委員が全体の大学全体の教養教育体制を考え構築していく効率的な仕組みとしての佐賀大学方式であると評価したい。	
国立大学法人佐賀大学 大学評価の実施に関する規則第3条第2項に定める検証を行い、上記のような結果が得られた。	
平成21年12月11日	
検証者 小島 寿之 	

(出典 「教養教育運営機構の自己点検評価に関する学外者検証報告書」平成21年12月)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に従い、学外者による検証を受けていることから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に活かされていると判断できる。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

個々の教員の授業改善の取り組み

殆どの授業科目において「学生による授業評価」が実施されている。また、授業評価結果を用いた授業改善実施要領により、「学生による授業評価」の結果に基づき、各教員が「授業点検・評価報告書」を作成し、学生に対してWeb上で公開することになっている。

平成21年度評価基礎情報データに現れた各教員による授業改善の取り組みを、資料9-1-④-1に記述する。

資料9-1-④-1:各部会における授業評価結果を用いた授業の改善事例

第5部会	
科目名	内容
情報のしくみ	学生の予習復習の時間が少なかったため、講義内容と小試験の正解例をPCおよび携帯用のWebページで公開し、学生の授業外での学習を促した。
生活の化学	WEBでのレポートを導入して、学生の習熟度の把握と質問に対する早い対応を行えるようになった
第6部会	
科目名	内容
環境保全技術の歴史	環境問題に関する最新的话题を活用した。有益なインターネット情報を活用する。
第10部会	
科目名	内容
情報基礎演習 I	授業評価アンケートの結果をもとに次年度に向けた改善点を明らかにした。(予習、シラバス)
情報基礎概論	コンピューターの構造をもっと詳しく説明してほしいとの要望があったので、構造を詳しく解説することにした。

(出典 平成21年度評価基礎情報データ E6)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、授業評価結果を用いた授業改善実施要領に則り、学生による授業評価の結果等に基づき、授業点検・評価報告書を作成し、Web上で学内公開するとともに、授業の改善に取り組んでいる。これらのことから、個々の教員は評価結果に基づき、授業内容、教材、教授技術等の改善を行っている判断できる。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

(1) FDに学生や教職員の意見が反映されているか


各部会のFD委員から教職員の意見を聞き、FD委員会で検討している。また、学生による各種アンケートを通して学生の意見がFD活動に反映されるようにしている。

(2) 本部局が主催したFD講演会等

教養教育運営機構では、以下のようなFD・SD活動を行った。

- ①各部会の授業点検評価、TA支援活動の実施状況調査
- ②学生による授業評価実施基準の作成
- ③ティーチング・アシスタント活動報告のまとめ
- ④FD講演会の開催（資料9-2-①-1）

資料9-2-①-1:教養教育運営機構FD講演会の案内



平成21年度
佐賀大学教養教育運営機構FD講演会

高校から見た高大連携

この度、教養教育運営機構では、高等教育開発センターおよびアドミッションセンターの協賛により各院の各専攻の高校の校長および教諭を招待し、FD講演会を開催いたします。

このように文系および理系の立場からのお話を伺う機会は大変少ないため、皆様方の積極的な参加を期待し、ご案内申し上げます。

期日:平成21年11月24日(火) 10:20~11:50
場所:佐賀大学教養教育運営機構1号館 4階 145番教室

【高校の現状紹介と高大連携について】
10:20~11:30
文系:白石高等学校進路指導主事 福島倫平 教諭
理系:佐賀西高校進学指導部会事務局長 久保山文典教諭
佐賀県高等学校校長会普通科部会 事務局三養基高等学校 内野安成 校長

【総合討論】
11:30~11:50
佐賀県高等学校進学指導部会 会長 佐賀西高等学校 梶原彰夫 校長
佐賀県高等学校校長会普通科部会 事務局三養基高等学校 内野安成 校長
白石高等学校進路指導主事 福島倫平 教諭
佐賀西高校進学指導部会事務局長 久保山文典教諭

佐賀大学 教養教育運営機構
Saga University
General Education

〒840-8502 佐賀市本庄町本庄1
ホームページ URL: <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/>

共催:佐賀県高等学校校長協会
協賛:高等教育開発センター／アドミッションセンター

(出典 佐賀大学高等教育開発センター<http://www.ofge.saga-u.ac.jp/e.html>)

(3) 機構の部会等が行ったFD活動

教養教育運営機構では、FDのための部会教員会議の開催日程を定め、年3回程度開催している（資料6-1-①-3）。

(4) FD活動により授業が改善された例

授業改善については、現在のところ、教員個人が作成した授業改善計画によって行うことになっている。また、教養教育運営機構が開催する特別講演会、学生による授業評価は別に、独自の授業改善に取り組んだ事例などがある（資料9-2-①-3）。

資料9-2-①-3:各部会におけるFD活動により授業が改善された事例

第5部会	
科目名	内容
力と運動	講義初回に独自アンケートで、学生の知識範囲や本講義に望むこと等を調査し、それらの意見を参考にしながら、既に用意しておいた講義内容の中に盛り込む形で反映させていった。

(出典 平成21年度評価基礎情報データ E6)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、学生を対象とした各種アンケートの結果を受けて、FD講演会を開催し、FD活動による授業の改善が行われていることから、ファカルティ・ディベロップメント（FD）が授業の改善に結び付いていると判断できる。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

TAの活用状況 情報処理、実験科目について、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施要領」及び「佐賀大学ティーチング・アシスタント運用要領」に基づき、助手及びティーチングアシスタント（TA）による教育支援及び教育補助を行い、受講生の学習向上を図っている。

(1) 職務概要

主に化学、生物系の実験関連の科目、数学の演習科目、インターネットを利用したeラーニング科目、情報処理科目において、TAの任用により教育補助に当たらせている。また、第9部会では大学院生の指導を担当している教員のほとんどが大学院生をTAとして採用し、TAの指導も併せて行っている。必要がある場合は、機構の予算でTAの費用を手当している。なお、TAの運用にあたっては、教育活動の質の向上を図るための研修等を実施し、「ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書」を提出している。教養教育運営機構では、平成20年度は情報処理科目およびeラーニング科目を中心に、85名のTAを起用した。主たる職務として、講義や演習の準備、講義や演習の現場での担当教員の補助、受講生からの質疑応答、提出課題の配布、回収、採点補助などである。

(2) TAのトレーニングについて

コンピュータアプリケーションや特定システムを使う講義が多かったため、大部分の科目で何らかの研修やミーティングが行われた。平成21年度ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書に記載されている「事前研修及び指導内容」を参照すると、「システム、ソフトの使用法の説明」、「TAの心構え」の打合せなどが行われていることがわかる（資料9-2-②-1）。

資料9-2-②-2 TAの事前研修及び指導内容例

科目名	内容
セラミックスの不思議	業務遂行に必要なシステム、ソフトの使い方を事前に説明した。メールを送ったり、問い合わせに回答するにあたっての文章のチェック等は、そのつどOJTで行った。
情報基礎演習Ⅰ	機能物質化学科【情報基礎演習 TAの心構え】としてまとめているものがあるので、それをもとに指導した。具体的には「事前配布資料をよく読むこと」「1人の受講生に長時間説明することが無いようにする」など
情報基礎演習Ⅰ	授業前に、その日に配布するプリントを提示して授業内容を簡単に説明しました。その上で、過去の年度の授業で気づいていた学生たちの学修の様子（理解度や学生がつまづきやすい点など）を説明し、学生の演習を見てもらう際に留意してほしい点について伝達しました。
情報基礎演習Ⅰ	情報基礎演習のTAにおける注意事項を伝達するとともに、事前に演習の内容を自習させた。

(出典 ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書[平成21年度])

(3) 受講生への教育効果

受講生の習熟度の差の低減、質疑応答への細かい対応、先輩や仲間から教わるという気楽さなどが主たる教育効果である。TAの存在によって、教員だけでは対応しきれない細かいケアができる利点が多い。しかしながら、TAの理解が不十分な場合、受講生にとってはむしろマイナス効果になる危険性もあるため、引き続き事前研修に取組む必要がある。

(4) TA自身への教育的効果

TA自身も、受講生からの多種多様な質問に答えるうちに、自らの理解も深まっている実感を得ている様子である。また、受講生

のプログラムや手順の誤りや問題点の発見作業は、そのまま TA のトレーニングとなっている。さらに、安全への注意喚起や事故への対処なども、受講生のみならず TA 自身の今後に変役に立つと考えられる。

(5) 事務職員の研修等参加状況

教養教育運営機構の事務系職員は、国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、12 大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会、九州地区一般教育研究委員会等に参加し、教養教育の質の向上を図っている（資料 9-2-②-2）。

資料 9-2-②-3 事務職員等が参加する研修等の例

平成 21 年度 九州地区大学一般教育研究委員会委員等届		
大学名等		
大学名	佐賀大学	
学長名	長谷川 照	
委員会委員		
所 属	職	(フリガナ) 氏 名 (E-Mail)
教養教育運営機構 (理工学部)	教養教育運営機構長 (理工学部教授)	えんどう たかし 遠藤 隆 endo@cc.saga-u.ac.jp
教養教育運営機構 (理工学部)	教養教育運営機構副機構長 (理工学部教授)	わたari たかのり 渡 孝則 watarit@cc.saga-u.ac.jp
事務担当者		
事務担当窓口 部 課 係 等 名	学務部教務課	
担 当 者 役 職 氏名 (フリガナ)	教務課係長 (教養教育管理主担当) りゅう しょう 龍 嘉郎	
事務担当窓口 所 在 地 等	〒 8 4 0 - 8 5 0 2 住所 佐賀市本庄町 1 番地 TEL : 0 9 5 2 - 2 8 - 8 8 1 5 FAX : 0 9 5 2 - 2 8 - 8 1 7 0 E-mail : ryuyo@cc.saga-u.ac.jp	

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施要領」に従い、TA のトレーニングを行っていることから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上、資質の向上を図るための取組を行っている判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に従い、次年度の授業改善計画を「授業点検・評価報告書」に記載し、教務システム上で学内公開することにより、学生が閲覧できるようにしている。

【改善を要する点】

教養教育運営機構は、専任教員を置かないこともあり、部会教員会議の運営や会議の活性化は容易でない。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、評価委員会を中心として、教育活動に関する各種データを利活用し、「教養教育運営機構組織別授業評価報告書」等にまとめている。また、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に従い、学外者による検証を受けるとともに、個々の教員は、全学的に制定された「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に即して、次年度の授業改善計画を「授業点検・評価報告書」にまとめ、Web上で学内公開している。ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動としては、部会教員会議、特別講演会（FD講演会）の開催、事務職員の各種会議等への派遣など、教員や教育支援者の資質の向上を図っている。

これらから、教養教育運営機構では、教育の状況について点検・評価し、教育活動の質の向上を図るための取組を行っているとは判断できる。

9 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学の教養教育の実施機関として、佐賀大学教養教育運営機構を設置し、運営機構長及び副運営機構長（3名）、学務部教務課から教養教育管理係（2名）、教養教育教務係（3名）を配置している。また、教養教育を円滑に実施するために設置する第1～10の各部会に、部会長及び幹事（3名）を置き、教養教育運営機構による教養教育の実施を支えている。

危機管理については、「国立大学法人佐賀大学危機管理対策要項」に従い、平常時の危機管理、緊急時の危機管理、収束時の危機管理について、それぞれの局面に応じた課題を検討し、実行することになっている。また、「気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ」を教養教育運営機構ホームページに掲載して学生への周知を図るとともに、台風等の自然災害の発生時には休講措置をとることで学生の事故を防止している（資料 11-1-①-1）。

資料 11-1-①-1: 気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ

気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

1 この申合せは、台風等の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報発表時等における授業等（実習等を除く。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 気象警報 佐賀地方気象台が佐賀県南部又は佐賀多久地区について発表する警報（暴風警報、暴風警報、大雨警報及び洪水警報に限る。）をいう。

(2) 授業等 授業（定期試験期間における試験を含む。）をいう。

(3) 実習等 教育実習、病院実習、介護等体験実習及びインターンシップ等をいう。

(休講措置)

3 次に掲げる場合、その日の授業等は休講とする。

(1) 午前6時に気象警報が発表されている場合

(2) 午前6時から午前8時40分までの間に気象警報が発表された場合

4 前項以外の休講措置は、学長があらかじめ指名した副学長、各学部長及び教養教育運営機構長の協議により決定し、速やかに学長に報告するものとする。

(周知方法)

5 前項に係る休講措置の周知は、次に掲げるところによる。

(1) 学生センターは、学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし、授業等実施中の場合は、担当教員を通じて周知を図る。

(2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、学生センターから電話等により速やかに周知を図る。

(3) 佐賀大学学生センターのホームページに掲載する。

(4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。

(警報の確認)

6 警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。

(実習等)

7 実習等においては、各実習先の判断によるものとする。

(休講措置の補充)

8 休講措置の補充については、あらかじめ学長が指名した副学長、各学部長及び教養教育運営機構長が協議の上、決定する。

(その他)

9 前各項に定めるもののほか、津波、地震その他不測の事態が生じた場合についても、前項までの定めを準用する。

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

この申合せは、平成18年9月12日から実施する。

(出典 佐賀大学教養教育運営機構ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/index.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、運営協議会による執行体制を整え、学務部教務課の教養教育管理係及び教務係を中心とした事務系組織を置くとともに、危機管理については「国立大学法人佐賀大学危機管理対策要項」に従い、組織運営を行っている。このことから判断して、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持ち、危機管理等に係る体制が整備されている。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

運営機構長及び副運営機構長の選考は、佐賀大学教養教育運営機構規則の規定により、教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行うこととなっている（資料 11-1-②-1）。また、学長を議長とする国立大学法人佐賀大学教育研究評議会は、教養教育運営機構長を評議員としており、教養教育の編成等に関する事項について効果的に意思決定できる組織形態となっている（資料 11-1-②-2）。

資料 11-1-②-1:佐賀大学教養教育運営機構規則(抜粋)

(職員)

第 4 条 運営機構に、次の職員を置く。

- (1) 運営機構長
- (2) 副運営機構長 3 人
- (3) その他必要な職員

(運営機構長)

第 5 条 運営機構長は、本学の専任の教授のうちから選考する。

- 2 運営機構長は、運営機構の業務を掌理する。
- 3 運営機構長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副運営機構長)

第 5 条の 2 副運営機構長は、本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから選考する。

- 2 副運営機構長は、運営機構長を助け、運営機構の業務を整理する。
- 3 副運営機構長の任期は、就任の次年度の 3 月までとし、再任を妨げない。
- 4 副運営機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営機構長及び副運営機構長の選考)

第 6 条 運営機構長及び副運営機構長の選考は、第 1 2 条に規定する佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 運営機構長及び副運営機構長の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(出典 国立大学法人佐賀大学規則集 <http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kyoyokyoiku.htm>)

資料 11-1-②-2:国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則(抜粋)

国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学部長（理工学部長を除く。）
- (4) 工学系研究科長
- (5) 附属図書館長
- (6) 教養教育運営機構長
- (7) 医学部附属病院長
- (8) 共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設の長のうち互選により選出された者 1人
- (9) 各学部（理工学部を除く。）及び工学系研究科から推薦された教授 各1人

(任期)

第3条 前条第9号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、学長の任期の末日とする。

2 前条第9号の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（本学の経営に関する部分を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本学の経営に関する部分を除く。）
- (3) 学則（本学の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(出典 国立大学法人佐賀大学規則集 <http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyogikai.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、機構長を教育研究評議会の評議員、大学運営連絡会の委員とすることにより、学長のリーダーシップの下で、大学の目的を達成するための効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断できる。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

（1）教職員及び学生のニーズ

教養教育運営機構に設置された第1～10の各部会に所属する教員を対象とした「教養教育に関する教員アンケート」（別添資料 11-1-③-1）、在校生を対象に大学教育委員会が実施する「佐賀大学学生対象アンケート」（別添資料 3-2-②-1）、平成 21 年度に設置した初年次教育調査検討委員会による「初年次教育に関する調査・検討報告書」から得られた結果に基づき、教養教育に対するニーズを把握し、自己点検・評価等に活用している（別添資料 11-1-③-2）。

別添資料 11-1-③-1：教養教育運営機構『自己点検・評価報告書』（平成 18 年度）92-107 頁
別添資料 3-2-②-1：佐賀大学学生対象アンケート（平成 21 年度）
別添資料 11-1-③-2：初年次教育調査検討委員会『初年次教育に関する調査・検討報告書』（平成 22 年 3 月）

（2）学外関係者のニーズ

卒業予定者を対象とした「国立大学法人佐賀大学共通アンケート」（別添資料 11-1-③-3）を用いて教養教育に対する満足度を把握するとともに、自己点検・評価に活用している。また、機構長は、佐賀県高等学校長協会が主催する「佐賀大学と佐賀県高等学校長との連絡会」に出席し、県内の高等学校からの要望等に対応している。

別添資料 11-1-③-3：佐賀大学共通アンケート調査（卒業・修了予定者対象）報告書（平成 21 年度）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、高等教育開発センターが実施する各種アンケートの結果を活用するとともに、初年次教育調査検討委員会を設置し、機構長が佐賀大学と佐賀県高等学校長との連絡会に出席することにより、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握している。その結果に基づき、自己点検・評価が行われていることから、大学の構成員や学外関係者のニーズを管理運営に反映させていると判断できる。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人佐賀大学監事監査規程に基づき、教養教育運営機構の業務及び会計について、監事による監査を受けており、業務の効率的な運営、会計経理の適正化を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、監事による監査を受けていることから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、12 大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会、九州地区一般教育研究協議会に、運営機構長、副機構長及び事務系職員が参加している（資料 11-1-⑤-1）。

資料 11-1-⑤-1:他大学のFD 活動への参加記録

☞ 他大学のFD活動への参加記録

- [平成18年3月27～28日\(第12回大学教育研究フォーラム\)](#) (PDF)
- [平成20年9月19～20日\(九州地区一般教育研究協議会\)](#) (PDF)
- [平成21年5月28～29日\(国立大学教養教育実施組織会議\)](#) (PDF)
- [平成21年5月27～28日\(12大学教養教育実施代表者会議\)](#) (PDF)
- [平成21年11月28～29日\(大学教育学会研究集会「学士課程における教養教育再考」\)](#) (PDF)
- [平成22年3月4日\(日本学術会議「大学の教養教育に授業科目『生活する力を育てる』を！」\)](#) (PDF)

☞ 調査報告等

- [教養教育科目シラバス調査報告\(平成22年3月\)](#) (PDF)
- [初年次教育に関する調査・検討報告書\(平成22年3月\)](#) (PDF)

[▲ページのトップへ](#)

(出典 国立大学法人佐賀大学規則集 <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/e2.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、教養教育に係る全国又は九州地区の各種会議に例年出席していることから、管理運営に関わる資質の向上のための取組を組織的に行っていると判断できる。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

(1) 機構長の選出方法

機構長及び副機構長は、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程（別添資料 11-2-①-1）及び教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則（別添資料 11-2-①-2）によって、選考の手続きが実行されている。各種委員会の委員及び補助組織の委員の選出方法については、規程または内規等で規定されている。

(2) 意思決定の方法

(2-1) 機構長その他の役職者の選考方法、役割、権限、機構長の補佐体制

機構長及び副機構長は、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程及び教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則によって選考の手続きが実行されている。各種委員会の委員及び補助組織の委員の選出方法については、規程または内規等で規定されている。

主要な委員会の委員長は、機構長または副機構長が兼ねている。

機構長は、学部または部会で推薦された者のうちから、前年度の協議会で投票して選定される。その役割は、機構の業務全般を掌理することである。

副機構長は 3 名であり、そのうち 1 名は機構長補佐として機構長が指名し、2 名は教務委員長及び広報委員長を当てている。機構長補佐は、機構長の職務全般について助言等を行い、また機構長に事故があるときは、機構長を代行する立場である。副機構長のうち 1 名は、教務委員会で互選によって選ばれた委員長を、もう 1 名は広報委員会で互選により選ばれた委員長を指名していたが、平成 20 年度から FD 担当の副機構長を置き、いずれの副機構長も機構長が直接に指名することとなった。機構長及び副機構長は、企画委員会で意思を統一し、一体となって機構の運営に当たることを目指している。

平成 20 年度からは、副機構長を委員長とする教務委員会、FD 委員会、広報委員会に、それぞれ副委員長を置き、委員長の職務を補佐することとした。

各部会の部会長の選出方法は、部会によって異なる。選挙を行う部会、前任者の推薦に基づき選出する部会、学部毎のローテーションを決めている部会などがある。

別添資料 11-2-①-1： 佐賀大学教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/senkousai.htm>)

別添資料 11-2-①-2： 佐賀大学教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kikouchousenkou.htm>)

(2-2) 教授会及び委員会等の組織、委員等の選出方法、役割、権限、会議の開催実績

教養教育運営機構に教授会に相当する組織として協議会を設置し、教養教育運営機構規則第13条に基づき、資料11-2-①-3に掲げる事項を審議する。また、協議会は佐賀大学教養教育運営機構規則第17条第2項によって、審議事項の一部を運営委員会に委任し、審議の効率化を図っている。

資料 11-2-①-3 教養教育運営機構協議会の審議事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 教養教育科目に係る教育課程の編成及び実施に関すること。(2) 部会の構成及び改編等に関すること。(3) 教養教育科目担当非常勤講師の任用に関すること。(4) 運営機構の予算及び決算に関すること。(5) 運営機構及び協議会に関する大学評価に関すること。(6) その他運営機構の管理運営に関すること。 |
|---|

(出典 佐賀大学教養教育運営機構規則第13条)

人事については、機構長その他の役職者の選定、非常勤講師の選考、教員の所属部会の審査などを行っている。また、学生の教育に関する重要事項については、教育課程のうち教養教育に関する事項の審議、単位の審査などを行っているが、決定は学生の所属する学部教授会が行っている。

教養教育運営機構には、第1部会から第10部会まで、10の部会が置かれ、本学の専任教員（教授、准教授、講師）は原則としていずれかの部会に所属することになっている。部会は、教養教育運営機構規則第9条により、資料11-2-①-4に掲げる任務を行う。

資料 11-2-①-4 教養教育運営機構部会の任務

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 授業計画（授業科目の設定，時間割の編成，教室配当及び授業クラスの編成等を含む。）の策定に関すること。(2) 教養教育科目を担当する教員に関すること。(3) 教養教育科目を担当する非常勤講師の任用計画の策定に関すること。(4) 教養教育の実施のための経費に関すること。(5) 教養教育カリキュラムの調整に関すること。(6) 教養教育科目に係る試験等に関すること。(7) 部会の大学評価に関すること。(8) その他教養教育の実施に関し必要なこと。 |
|--|

(出典 佐賀大学教養教育運営機構規則第9条)

また、各種委員会には各部会から1名の委員を選出することが通例となっており、各部会は委員会を通じて、機構の運営にも関わっている。

部会長は、部会運営の責任者である。部会長の推薦方法は、部会によって異なる（ローテーションを決めている部会、投票を行う部会、前任者が推薦する部会などがある）。

（2-3）学生、教職員その他の関係者の意見の反映

既述したように、学生からは、授業評価及びアンケートによって意見を聴いている。教職員については、部会教員会議及び協議会で意見を聴取している。

（3）他の組織との関係

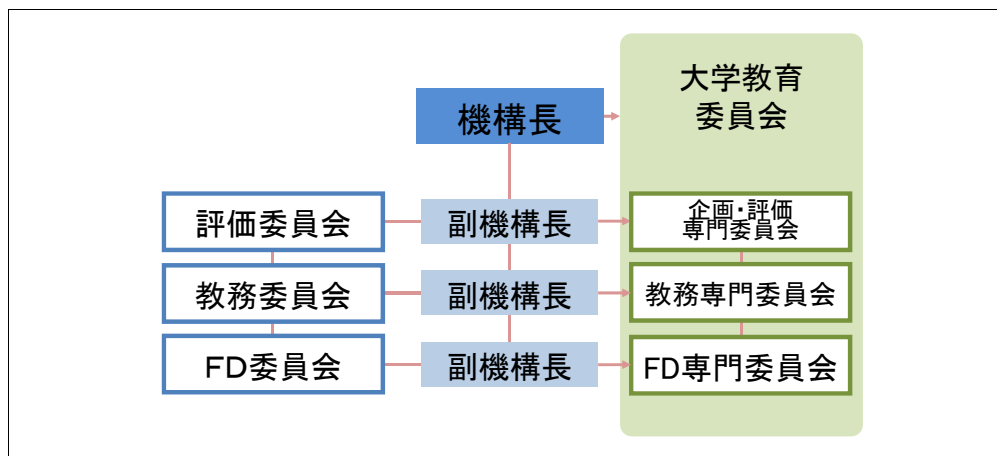
（3-1）学長、役員会、教育研究評議会等の上部組織との関係

機構長は、教育研究評議会に評議員として出席しており、教育研究評議会の定めた基本方針に従って機構を運営している。また、大学運営連絡会において、学長及びその他の役員並びに学部長と大学運営全般について協議している。教育担当理事を補佐する組織として設置された「教育室」に機構長が入り、教育に関する事項について理事を補佐している。

（3-2）全学委員会等との関係

平成18年度から、機構長と副機構長3名は、大学教育委員会に委員として出席しており、大学教育委員会の定めた方針に従って、教養教育を実施している（資料11-2-①-3）。平成17年度までは、教務委員が出席していた。なお、平成20年度からは、副機構長3名が機構長の指名となり、広報担当が企画・評価専門委員会に、教務担当が教務専門委員会に、FD担当がFD専門委員会に参加している。なお、企画・評価専門委員会については平成21年度で廃止されたため、新たに設置されたポートフォリオ専門委員会に広報担当が参加することとなっている。

資料 11-2-①-3 平成18年度以降の大学教育委員会と機構の関係



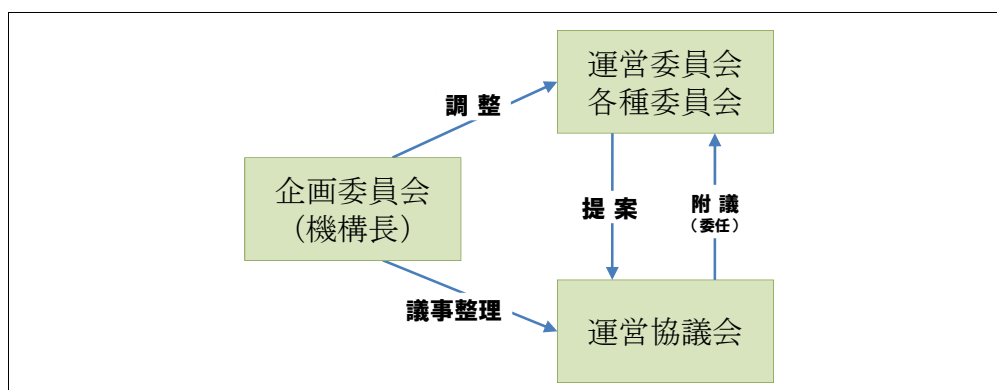
(2) 意思決定過程

教務関係については、教務委員会で審議した内容を教務委員長（教務担当の副機構長）が協議会（一部は運営委員会）に報告し、それに基づいて機構としての判断を行っている。それ以外の重要な事項についても、各種委員会で審議し、その報告に基づいて運営委員会及び協議会で審議決定している。

軽微な事項、機構長の裁量に委ねられている事項、委員会や部会間で調整が必要な事項については、企画委員会で議論している。なお、現在では協議会が設置する常設の委員会は、機構長または副機構長が委員長となっている。このため、企画委員会の議論に基づいて定めた機構の方針に沿って、委員会での審議を行うことが慣例となっている。審議機関相互の関係は資料 11-2-①-4 に示す。

教養教育は、全学に関係するので、特に学生の履修に直接関係する事項については、大学教育委員会（特に教務専門委員会）を通じて、各学部と密に情報交換を行い、円滑な意思決定を行うことができるように努めている。特に卒業要件に関わる事項は、学部了解を得て、機構としての意思決定を行っている。

資料 11-2-①-4 審議機関相互の関係



(4) 規程整備等

(4-1) 管理運営に関する方針

機構の主要な業務は教育であるが、教育には教員の主体的な取り組みが不可欠であることから、全体の整合性やバランスを考慮しながら、教員の合意を形成することを機構の管理運営の基本的な姿勢としてきた。また、ルールが明確になっているものについては、できるだけ審議を簡素化するようにしている。特に協議会が委任した事項については、運営委員会の決議を以て協議会の決定としている。

(4-2) 規程等

諸規程の体系は資料 11-2-①-5 の通りである。原則として、下位規程は、上位規程に根拠を持つ。

資料 11-2-①-5 教養教育運営機構の規則体系

- ・ 教養教育運営機構規則
- ・ 教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程
- ・ 教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則
- ・ 教養教育運営機構運営規程
- ・ 教養教育運営機構運営委員会内規
- ・ 教養教育運営機構企画委員会内規
- ・ 教養教育運営機構教務委員会内規
- ・ 教養教育運営機構主題科目開設要項
- ・ 九州地区国立大学間合宿共同授業実施要項
- ・ 佐賀大学科目等履修生規程
- ・ 学内開放科目開設要項
- ・ 教養教育運営機構広報委員会内規改正案
- ・ 教養教育運営機構ファカルティ・デイベロップメント委員会内規
- ・ 教養教育運営機構評価委員会内規
- ・ 教養教育運営機構部会所属に関する内規
- ・ 教養教育運営機構管理運営補助組織に関する内規
- ・ 実験室運営要項
- ・ LM教室運営要項
- ・ CALLシステム運営要項
- ・ リメディアル英語教育実施要項
- ・ リメディアル物理教育実施要項
- ・ 教養教育科目履修規程
- ・ 教養教育科目履修細則

(4-3) 役員及び委員等の選考

機構長及び副機構長は、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程及び教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則により、選考している。機構長については、学部または部会で推薦された者のうちから、前年度の協議会で投票して選定している。

なお、各種委員会の委員及び補助組織の委員については、規程または内規等に則って選出している。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、管理運営に係る規則体系を整え、機構長及び副機構長の選考は、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程及び教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則により行われている。これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき諸規程を整備し、管理運営に関わる委員や役員の選考に関する規程、及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示していると判断できる。

観点 11-2-②：大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用出来る状況にあるか。

【観点に係る状況】

情報の収集

(1) 意思決定に必要な情報の収集状況

教務課が必要な情報を収集して、役職者及び各種委員会等に提供している。

(2) 教職員に対する公開の状況

委員会報告などを通じて情報を共有するようにしている。また、ホームページを通じて内外に情報を提供している（資料 11-2-②-1）。重要な規程や内規も大学のホームページに掲載している。

資料 11-2-②-1 教養教育運営機構ホームページの「教養教育運営機構ニュース」

佐賀大学 教養教育運営機構

トップ > [教職員向け]教養教育運営機構 ニュース

教養教育運営機構 ニュース

平成21年度分
FD講演会「高校から見た高大連携」のご案内
と き:11月24日[火]10:20～11:50
ところ:佐賀大学教養教育運営機構1号館4階145番教室 [詳細はこちら](#)

平成21年度分

新任教員の紹介(敬称略)	協議会の記録	教務委員会の記録
緒方正嗣 (第3部会)	No.1 (PDF)	No.01 (PDF)
羽田 潤 (第3部会)	No.2 (PDF)	No.02 (PDF)
大西晴夫 (第5部会)	No.3 (PDF)	No.03 (PDF)
	No.4 (PDF)	No.04 (PDF)
	No.5 (PDF)	No.05 (PDF)
	No.6 (PDF)	No.06 (PDF)
		No.07 (PDF)
		No.08 (PDF)
		No.09 (PDF)
		No.10 (PDF)
		No.11 (PDF)
		No.12 (PDF)

広報委員会の記録	FD委員会の記録	教育功績等表彰者
No.1 (PDF)	No.1 (PDF)	*国立大学法人 佐賀大学教育功績等表彰規程が制定され、平成21年度は教養教育運営機構から、金 銀 姫先生が表彰状を授与されました。
No.2 (PDF)	No.2 (PDF)	
No.3 (PDF)		

▲ページのトップへ

(出典 佐賀大学教養教育運営機構ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/e.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、事務系組織が教育活動を示すデータを必要に応じて提供するとともに、評価委員会がとりまとめた教養教育運営機構の活動状況を、高等教育開発センターが作成する教育活動等調査報告書に収録している。このことから、活用のしやすさの点で問題があるものの、教養教育運営機構の活動状況に関するデータや情報が収集され、蓄積されていると判断できる。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

評価体制

平成 18 年度に評価委員会を設置し、評価担当組織となっている。

(1) 個人評価

佐賀大学においては、平成 16 年度から教員個人の自己点検・評価を実施している（平成 16 年度は試行）。教養教育運営機構としては、専任教員がいないので、個人評価は行っていないが、各部局等で教養教育を含む教育活動について評価が行われている。

(2) 自己点検・評価の体制

評価委員会

機構に評価委員会を設置し、機構の自己点検・評価を実施する体制を整えている。評価委員会には、機構長、副機構長、部会長が入っている。

自己点検・評価の実施状況

平成 14 年に全学教育センター（現在の教養教育運営機構に相当）が大学評価・学位授与機構の評価を受審している。その際に、自己評価書を提出している。また、平成 18～21 年度に自己点検・評価を実施し、学外者による検証（外部評価）を行っている。その結果は、佐賀大学ホームページの「大学評価について」（<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>）から公開している。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、情報政策委員会が定める教員報告様式や高等教育開発センター等から各種データの提供を受け、自己点検・評価に取組み、大学ホームページに報告書を掲載している。このことから判断して、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づき自己点検・評価を行い、その結果を大学内及び社会に対して公開している。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

外部評価の体制

平成 15 年度に、運営委員会を中心に外部評価を計画し、学外の有識者を評価委員に委嘱して、実施した（平成 16 年 3 月『全学教育・教養教育外部評価報告書』）。現在は、機構に評価委員会を設置したので、評価委員会が実施を担当している。また、平成 18 年度から平成 21 年度の 4 年間、学外者による自己点検・評価の検証を定期的に行っている。

別添資料 11-3-②-1：教養教育運営機構の自己点検評価に関する学外者検証報告書（平成 18～21 年度）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、平成 15 年度から外部評価を行っている（平成 16 年度及び平成 17 年度分については、平成 18 年度に自己点検・評価報告書にまとめ、外部評価を受けている）。このことから、外部者による検証が実施されていると判断できる。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

評価結果に基づく改善体制

教養教育運営機構運営委員会、教養教育運営機構評価委員会で評価結果の活用について議論し、各部会に対応することになっている。平成21年度は、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に基づき、学外者による検証を受けた。平成21年度は指摘された事項がなかったことから、「20年度教養教育運営機構の自己点検・評価に対する意見ならびに要望事項」への対応として、引き続き「授業点検・評価報告書」の作成及び公表を行うとともに、初年次教育調査検討委員会を設置して、管理運営の改善に資する情報の収集に取組んだ。

【分析結果とその根拠理由】

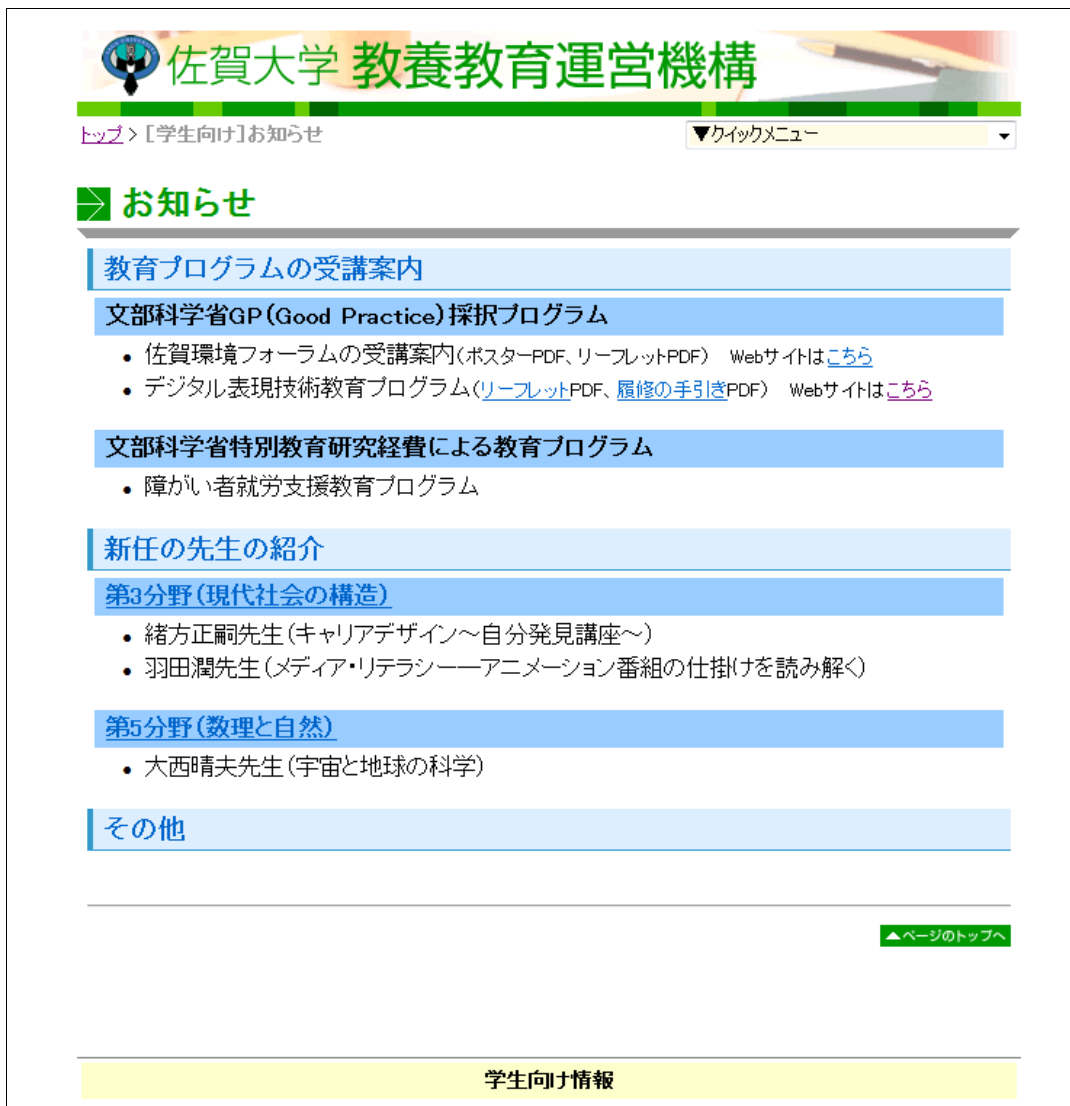
教養教育運営機構では、自己点検評価に伴う学外者検証の結果に基づき、「学生による授業評価」の結果に基づく「授業点検・評価報告書」の作成及び公表、初年次教育調査検討委員会による調査検討を行っていることから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組がなされていると判断できる。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

佐賀大学における学術研究・教育活動の成果を収集し、学内外に無償で公開するシステムである「佐賀大学機関リポジトリ」に、教養教育科目のシラバス等のコンテンツを掲載し、活動の成果に関する情報を社会に発信している。また、教養教育運営機構のホームページに、協議会や特別講演会、公開授業などのFD活動に関する情報を掲載し、社会に発信している（資料 11-3-④-1）。

資料 11-3-④-1 教養教育運営機構ホームページの学生向け情報



The screenshot shows the homepage of the Faculty Development Center at Sagami University. The header includes the university logo and the text '佐賀大学 教養教育運営機構'. Below the header, there is a navigation bar with 'トップ > [学生向け]お知らせ' and a dropdown menu for 'クイックメニュー'. The main content area is titled 'お知らせ' and contains several sections:

- 教育プログラムの受講案内**
 - 文部科学省GP (Good Practice) 採択プログラム
 - 佐賀環境フォーラムの受講案内(ポスターPDF、リーフレットPDF) Webサイトは[こちら](#)
 - デジタル表現技術教育プログラム(リーフレットPDF、履修の手引きPDF) Webサイトは[こちら](#)
 - 文部科学省特別教育研究経費による教育プログラム
 - 障がい者就労支援教育プログラム
- 新任の先生の紹介**
 - 第3分野(現代社会の構造)
 - 緒方正嗣先生(キャリアデザイン～自分発見講座～)
 - 羽田潤先生(メディア・リテラシー—アニメーション番組の仕掛けを読み解く)
 - 第5分野(数理と自然)
 - 大西晴夫先生(宇宙と地球の科学)
- その他**

At the bottom of the page, there is a yellow bar with the text '学生向け情報' and a green button labeled '▲ページのトップへ'.

(出典 佐賀大学教養教育運営機構ホームページ <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/student0.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、機構のホームページに活動状況に関する情報を掲載していることから、教育研究活動の状況に関する情報を社会に発信していると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学内の各部署の教員による協力体制によって、教養教育運営機構を運営している。

【改善を要する点】

ボランティアな組織体制によっては、教養教育運営機構における教育活動を支え、さらなる改善を図っていくことが困難な状況になっていることから、組織体制の大幅な見直しが必要になっている。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、機構長を教育研究評議会の評議員とし、学長のリーダーシップの下で、大学の目的を達成するための効意思決定が行える組織体制を整え、学務部教務課の教養教育管理係及び教務係を中心とした事務系組織を置いている。また、管理運営に係る規則体系を整え、機構長及び副機構長の選考を、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考規程、教養教育運営機構長及び副運営機構長候補者選考細則に従って行っている。自己点検・評価については、教養教育運営機構の教育活動の状況を教育活動等調査報告書等にまとめ、外部者による評価を受けている。

以上から、教養教育運営機構では、目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織を整備し、各構成員の責務と権限を規則等に示すとともに、活動の総合的な状況に関する自己点検・評価を行っている判断できる。

社会貢献（選択的評価事項B）： 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B-1 大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

状況と分析

1 目的及び概要

(1) 観点ごとの分析

B-1-①：大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

[トップ](#)

【観点到に係る状況】

本学では、第1期中期計画として計画番号124「産業界及び地域社会との連携・協力を推進するための基本指針を設定し、実行する」を掲げ、これに従って平成18年度に社会貢献の方針を定め、「社会貢献の具体的な目標」として地域貢献推進室のWebサイトにより公表し、周知している（資料B-1-②-1）。

資料B-1-②-1 佐賀大学社会貢献の方針における「社会貢献の具体的な目標」

1. 地域貢献推進室は、地域の課題をくみ上げ、本学の地域貢献の進むべき方向を探る。
2. 各学部、教養教育運営機構及び学内共同教育研究施設等は、公開講座を積極的に開催する。
3. 各学部及び教養教育運営機構は、開設する授業科目等の一部を、学外に開放する。また科目等履修生を積極的に受け入れる。
4. 留学生を受け入れるための特別コースなどを開発する。
5. 一般市民を対象とした講演会を開催し、社会教育を実施する。特に青少年の理科離れ対策として科学に対する関心を高めるための活動を行う。
6. 高校生の高等教育に対する関心を高める活動や、高校の教育と大学の教育の連携を推進するための活動を行う。
7. 地域の教育機関からの要請に応じた教育支援活動を行う。
8. 技術研修、教職員研修、医療技術者研修などの専門的な研修のための講習会などを開催する。
9. 本学の保有する施設、設備、図書、資料などを積極的に開放する。
10. 組織として社会的な課題に取り組むとともに、教員各人が研究を通じて社会に貢献することを目指す。

11. 研究成果を学外に公開する。また研究成果を一般市民にわかりやすく説明するための活動や科学的知識の普及活動を行う。
12. 企業等との共同研究、受託研究、研究指導、情報提供などを通じて、産業の発展に貢献する。
13. 附属学校は、地域の子ども達の教育について先導的な役割を果たす。
14. 附属病院は、地域の医療の高度化と充実に先導的な役割を果たす。
15. 学内共同教育研究施設等は、地域の課題を解決するための研究調査等に積極的に取り組む。
16. 留学生センターは、留学生の支援や学生の海外留学を支援することで、国際交流に貢献する。
17. 本学の教員が、その知的能力に基づく社会的活動を行うことで社会に貢献することを支援する。
18. 本学の教員が、学会活動に積極的に参加することを支援する。

(出典 地域貢献推進室「社会貢献の方針」 <http://www.saga-u.ac.jp/chiiki/policy/policy.html>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、正規課程の学生以外に対する教育サービスを方針として掲げてはいないが、大学が定める社会貢献の方針により、授業科目の学外への開放等に取り組むことが明記され、インターネット上で公表されていることから、目的と計画が周知されていると判断できる。

B-1-②：計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

[トップ](#)

【観点に係る状況】

1996年に旧教養部が廃止されて以降、公開講座は開催していなかったが、大学が掲げる社会貢献の方針に従って、公開講座を開催できるよう規則を改正している（資料B-1-②-1）。

また、平成15年度の文部科学省による「特色ある大学教育支援プログラム」に、教養教育及び生涯学習としての環境教育を特色とする「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」が採択され、平成21年度も引き続き市民開放型の「佐賀環境フォーラム」を佐賀市と連携して開催した（資料B-1-②-2）。さらに、学校教育法第105条に基づく正規課程の学生以外に対する特別の課程を編成できるよう「佐賀大学特別の課程の編成等に関する規程」（資料B-1-②-3）を制定し、平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」により、社会人を中心とした正規課程の学生以外の教育サービスに取組み、修了者に履修証明書を交付している（資料B-1-②-4）。

資料B-1-②-1 佐賀大学教養教育運営機構

（公開講座）

第19条 運営機構の主催する公開講座については、協議会の議を経て、これを行うものとする。

（事務）

第20条 運営機構の事務は、学務部教務課において処理する。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、運営機構に関し、必要な事項については、協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（出典 佐賀大学規則集 <http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kyoyokyoiku.htm>）

資料 B-1-②-2 佐賀環境フォーラム

佐賀環境フォーラム

Saga Forum on the Environment

menu

- ▶ HOME
- ▶ 活動理念
- ▶ 活動内容
- ▶ 今年度活動予定
- ▶ 参加者募集
- ▶ 活動実績
- ▶ お問い合わせ






佐賀環境フォーラム

HOME

お知らせ

- 2010 / 10 / 18 「佐賀環境フォーラム10周年記念写真展」開催！
 ・場所：佐賀市文化会館中ホール横ホワイエ
 ・日時：10月29日(金) 13:30～16:30
 ・「佐賀市環境問題講演会」、「佐賀市緑のカーテンコンテスト」も同時開催！[告知チラシ](#) (PDF:263KB)
- 2010 / 07 / 14 今年も打ち水の季節がやってきました！「平成打ち水夏の陣2010」開催！

佐賀環境フォーラムとは

環境に関する正しい知識を培い、理解を深めて行動に結び付けて欲しいとの思いから、佐賀大学と佐賀市が連携して開催しているものです。
 『講義』、『体験講座』、『現地見学会』、『ワークショップ』を実施しており、市民の皆さんが、佐賀大学生と共に佐賀大学の同じ教室で学ぶという全国的にもあまり例のない形式で行っています。







(出典 佐賀環境フォーラム <http://net.pd.saga-u.ac.jp/saga-forum/>)

資料 B-1-②-3 佐賀大学における特別の課程の編成等に関する規程(抜粋)

佐賀大学における特別の課程の編成等に関する規程

(平成20年5月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学(以下「本学」という。)における学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条及び国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第18条の2の規定に基づく、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)の編成等について、必要な事項を定めるものとする。

(特別の課程の編成)

第2条 特別の課程は、本学の学部、研究科及び教養教育運営機構(以下「学部等」という。)において編成し、学部にあつては教授会、研究科にあつては研究科委員会(工学系研究科にあつては研究科教授会)、教養教育運営機構にあつては教養教育運営機構協議会(以下「教授会等」という。)の議を経て、学長が定めるものとする。

2 学長は、前項により特別の課程を定めるに当たり、必要に応じて、第6条に定める要件について、大学教育委員会に審査を求めることができる。

(他の学部等との連携)

第3条 学部等は、他の学部等と連携して特別の課程を編成することができる。

2 学部等は、他の大学等と連携して特別の課程を編成することができる。

(学部等以外による企画)

第4条 産学官連携推進機構、共同利用・共同研究拠点、学内共同教育研究施設、地域貢献推進室その他の学部等以外の施設等は、特別の課程を企画し、学部等に提案することができるものとする。

(編成要件)

第5条 特別の課程は、学部等が開設する講習・公開講座(以下「講習科目」という。)若しくは正規課程の授業科目(以下「授業科目」という。)又はこれらの組合せにより編成するものとする。

第6条 特別の課程を編成する場合は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他本学が必要と認める事項を定めていること。

(2) 特別の課程は、講習科目若しくは授業科目又はこれらの組合せにより体系的に編成されており、総時間数が120時間以上であること。

(3) 特別の課程に授業科目が含まれる場合には、授業科目を履修する学生数等を踏まえ、定員を設定すること。

(4) 特別の課程に講習科目が含まれる場合には、その内容が授業科目と同程度の水準であること。

(5) 特別の課程に講習科目が含まれる場合には、講習の方法が大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定めるところによるものであること。

(名称等の公表)

第7条 学部等が特別の課程を編成する場合には、特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他本学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

(履修資格)

第8条 学部及び教養教育運営機構が編成する特別の課程を履修することができる者

- は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）第9条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 研究科が編成する特別の課程を履修することができる者は、佐賀大学大学院学則（平成16年4月1日制定）第24条、第25条又は第26条の各号のいずれかに該当する者とする。
（受講の手續）
- 第9条 特別の課程の受講を志願する者は、所定の期日までに、受講願書その他必要な書類を学長に提出しなければならない。
（受講者の決定）
- 第10条 特別の課程の受講者は、教授会等の議を経て、学長が決定するものとする。
2 前項の場合において、本学の学生が特別の課程の受講を希望する場合は、これを認めることができるものとする。
（授業科目の単位認定）
- 第11条 本学の学生以外の者が、特別の課程に含まれる授業科目の単位認定を希望する場合は、佐賀大学科目等履修生として志願するものとする。
2 前項の場合における検定料、入学科及び授業料は、徴収しない。
（修了認定）
- 第12条 特別の課程の修了は、それぞれ教授会等の議を経て、学長が認定するものとする。
（履修証明書）
- 第13条 学長は、前条により修了の認定をした者に履修証明書を交付するものとする。
（学籍簿）
- 第14条 特別の課程に関する学籍簿は、正規課程の学籍簿に準じて、学務部教務課が管理するものとする。
（評価）
- 第15条 特別の課程の実施状況の評価については、正規課程の実施状況の評価に準じて実施するものとする。
（授業評価等）
- 第16条 特別の課程の授業評価及び授業改善については、正規課程の授業評価及び授業改善に準じて実施するものとする。
（講習料）
- 第17条 講習料は、特別の課程の受講の申請を受理し、第10条による受講者の決定後に、徴収する。
2 講習料の額は、別に定める。
3 既納の講習料は、返還しない。
4 前項の規定にかかわらず、講習料を納付した者が、特別の課程の開講前に受講を辞退したときは、納付した者の申出により当該講習料相当額を返還する。
- 第18条 前条第1項の規定にかかわらず、学長が当該特別課程の趣旨、目的及び内容等を勘案し、講習料を徴収する必要がないと認めた場合は、講習料を徴収しないことができる。
（雑則）
- 第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

（出典 国立大学法人佐賀大学規則集 <http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/tokubetukatei.htm>）

佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム

ホーム
home
コース案内
course
スケジュール
schedule
申し込み
application
ログイン
login

> ホーム

最新情報

- 2010/03/01 『佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム』の受講生(平成22年5月入校、平成23年3月修了)を15名募集しています。(平成22年4月5日(月)まで)
- 2010/03/01 サイトをリニューアルしました。
- 2010/02/01 2月6日(土)に平成21年度の修了研究発表会を行います。
- 2009/08/24 8月24日(月) 11:00～15:00の間、機器のメンテナンスにより、本サイト及び佐賀大学eラーニングス

佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム

平成19年度より実施してきた『社会人の学び直し(佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム)』は、平成22年度より『佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム』として再スタートします。

『佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム』では、デジタルコンテンツに関心が高く、潜在的な能力を有している者を対象とし、デジタルコンテンツのクリエイターを育成するプログラムを実施し、修了生に『佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター』の修了証明書を発行し、キャリアアップや学び直しを推進します。

約9ヶ月間のプログラムで、画像や映像の加工・編集及びWebサイト制作の基礎について、対面授業とeラーニングを併用した講義や演習を行います。

さらに修了研究として、佐賀の地域文化や観光資源・産業資源などに関係するテーマの中から自ら選択し、実用化を前提とした映像作品やデータベース、Webサイト等のコンテンツを制作し、公開審査会での発表と評価を行います。



『佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム』に関するお問合せ先

〒840-0047 佐賀市与賀町西精1340 佐賀大学 先端研究・教育施設 研究室15 (PDF:32KB)

[佐賀大学 eラーニングスタジオ](#)

TEL : 0952-20-4731

お問合せは【 [お問合せフォーム](#) 】からどうぞ

▲ TOP

[国立大学法人 佐賀大学](#) | [佐賀大学 eラーニングスタジオ](#) | [佐賀大学 eラーニングスクール](#)

(出典 佐賀大学デジタルコンテンツクリエイター育成プログラム <http://net.pd.saga-u.ac.jp/manabi/>)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、公開講座としては開催されていないが、市民開放型の「環境フォーラム」が開催され、社会人を対象とした「デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を創設するなど、社会貢献の方針に基づいた正規課程の学生以外に対する教育サービスに取り組んでいることから判断して、計画に基づいた活動が適切に実施されている。

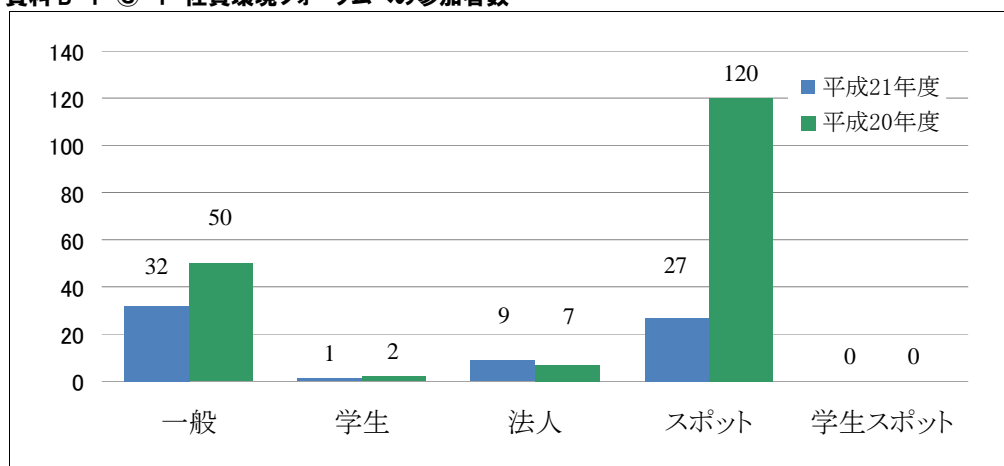
B-1-③：活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

[トップ](#)

【観点に係る状況】

平成 15 年度の文部科学省による「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」による「佐賀環境フォーラム」については、平成 21 年度は 69 名が参加した（資料 B-1-③-1）。平成 19 年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」では、平成 21 年度に第 2 期生 25 名に履修証明書を交付した（資料 B-1-③-2）。

資料 B-1-③-1 佐賀環境フォーラムへの参加者数



(出典 平成 21 年度佐賀環境フォーラム実績報告書)

資料 B-1-③-2 佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラムの履修状況

区分	応募者数	受講生数	修了者数	履修証明発行数
平成 20 年度	43	30	21	17
平成 21 年度	35	30	25	25

(出典 平成 22 年度特別の課程実施委員会報告書)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、本学における社会貢献の方針に基づき、市民開放型の「環境フォーラム」、社会人を対象とした「デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」など、正規課程の学生以外に対する教育サービスに取組み、活動への参加者を継続的に確保している点から、活動の成果が上がっていると判断できる。

B-1-④：改善のための取組が行われているか。

[トップ](#)

【観点に係る状況】

平成 19 年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」では、特別の課程実施委員会を設置し、受講生評価、スタッフ会議等を通して自己点検・評価に基づく授業内容や方法、コンテンツ修正等の改善を行っている（資料 B-1-④-1）。平成 15 年度の文部科学省による「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」による「佐賀環境フォーラム」については、佐賀環境フォーラム実行委員会と連携して、教育プログラムの自己点検・評価に取り組んでいる（資料 B-1-④-2）。

別添資料 B-1-④-1：特別の課程実施委員会報告書（平成 19～21 年度）
別添資料 B-1-④-2：平成 22 年度第 1 回佐賀環境フォーラム実行委員会

【分析結果とその根拠理由】

教養教育運営機構では、本学における社会貢献の方針に基づき、市民開放型の「佐賀環境フォーラム」、社会人を対象とした「デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」など、正規課程の学生以外に対する教育サービスに取組み、活動への参加者を継続的に確保している点から、活動の成果が上がっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

正規課程の学生以外に、社会人等を対象とした教育サービスに取り組み、平成 15 年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」、平成 19 年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択されるなど、教育を通しての社会貢献活動が積極的に行われている。

【改善を要する点】

公開講座を開催できるよう規則改正を行っているが、実現に至っていない。

(3) 自己評価の概要

教養教育運営機構では、本学が定める社会貢献の方針に基づき、公開講座を開催できるよう規則を改正し、平成 15 年度の文部科学省による「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「市民参画（佐賀環境フォーラム）プロジェクト」による市民開放型の「佐賀環境フォーラム」を佐賀市と連携して開催している。また、「佐賀大学特別の課程の編成等に関する規程」を制定するとともに、平成 19 年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を実施し、第 2 期生 25 名に履修証明書を交付するなど、社会人を中心とした正規課程の学生以外の教育サービスに積極的に取り組んでいる。